

平成20年3月 6日 開会
平成20年3月26日 閉会
(定例第3回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第28号

平成20年第3回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成20年3月3日

大山町長 山口 隆之

1 日 時 平成20年3月6日 午前10時00分

2 場 所 大山町役場議場

○開会日に応招した議員

近 藤 大 介	西 尾 寿 博
吉 原 美智恵	遠 藤 幸 子
敦 賀 亀 義	森 田 増 範
川 島 正 寿	岩 井 美保子
秋 田 美喜雄	尾 古 博 文
諸 遊 壊 司	足 立 敏 雄
小 原 力 三	岡 田 聰
二 宮 淳 一	椎 木 学
野 口 俊 明	沢 田 正 己
荒 松 廣 志	西 山 富三郎
鹿 島 功	

○応招しなかった議員

なし

第 3 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 1 日)

平成 2 0 年 3 月 6 日 (木曜日)

議事日程

平成 2 0 年 3 月 6 日 午前 1 0 時 0 0 分開会

- 1 開会 (開議) 宣告
- 1 議事日程の報告
- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 施政方針の説明
- 日程第 5 議案第 8 号 大山町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 9 号 大山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 10 号 大山町教育委員会の委員の定数を増加する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 11 号 大山町立学校等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 12 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 13 号 大山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 14 号 大山町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 15 号 公益法人等への大山町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 16 号 大山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 17 号 大山町巡回バスの運行に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 18 号 大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 19 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 20 号 大山町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 21 号 大山町身体障害者、知的障害者及び精神障害者医療費助成条

例の一部を改正する条例について

- 日程第 19 議案第 22 号 大山町在宅介護支援センター条例の廃止について
- 日程第 20 議案第 23 号 町道路線の変更について（安原富岡 1 号支線）
- 日程第 21 議案第 24 号 町道路線の変更について（寺坂保田線）
- 日程第 22 議案第 25 号 町道路線の変更について（東谷線）
- 日程第 23 議案第 26 号 町道路線の変更について（上坪田線）
- 日程第 24 議案第 27 号 町道路線の認定について（新坪田線）
- 日程第 25 議案第 28 号 町道路線の認定について（人権交流センター線）
- 日程第 26 議案第 29 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 27 議案第 30 号 平成 20 年度大山町一般会計予算
- 日程第 28 議案第 31 号 平成 20 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 29 議案第 32 号 平成 20 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 33 号 平成 20 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 31 議案第 34 号 平成 20 年度大山町地域休養施設特別会計予算
- 日程第 32 議案第 35 号 平成 20 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 36 号 平成 20 年度大山町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 34 議案第 37 号 平成 20 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 35 議案第 38 号 平成 20 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 36 議案第 39 号 平成 20 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 37 議案第 40 号 平成 20 年度大山町老人保健特別会計予算
- 日程第 38 議案第 41 号 平成 20 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 39 議案第 42 号 平成 20 年度大山町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 40 議案第 43 号 平成 20 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 41 議案第 44 号 平成 20 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 42 議案第 45 号 平成 20 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 43 議案第 46 号 平成 20 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 44 議案第 47 号 平成 20 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 45 議案第 48 号 平成 20 年度大山町情報通信事業特別会計予算
- 日程第 46 議案第 49 号 平成 20 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 47 議案第 50 号 平成 20 年度大山町索道事業会計予算
- 日程第 48 議案第 51 号 平成 19 年度大山町一般会計補正予算（第 10 号）
- 日程第 49 議案第 52 号 平成 19 年度大山町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 50 議案第 53 号 平成 19 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第 51 議案第 54 号 平成 19 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 52 議案第 55 号 平成 19 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 53 議案第 56 号 平成 19 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 54 議案第 57 号 平成 19 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 55 議案第 58 号 平成 19 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 56 議案第 59 号 平成 19 年度大山町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 57 議案第 60 号 平成 19 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 58 議案第 61 号 平成 19 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 59 議案第 62 号 平成 19 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 60 議案第 63 号 平成 19 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 61 議案第 64 号 平成 19 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 62 議案第 65 号 平成 19 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 63 議案第 66 号 平成 19 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 64 議案第 67 号 平成 19 年度大山町水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 65 議案第 68 号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例等の整備に関する条例の制定について
- 日程第 66 議案第 69 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

- 1 開会（開議）宣告
- 1 議事日程の報告
- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 施政方針の説明
- 日程第 5 議案第 8 号 大山町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 9 号 大山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 10 号 大山町教育委員会の委員の定数を増加する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 11 号 大山町立学校等設置条例の一部を改正する条例について

- 日程第 9 議案第 12 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 13 号 大山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 14 号 大山町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 15 号 公益法人等への大山町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 16 号 大山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 17 号 大山町巡回バスの運行に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 18 号 大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 19 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 20 号 大山町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 21 号 大山町身体障害者、知的障害者及び精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 22 号 大山町在宅介護支援センター条例の廃止について
- 日程第 20 議案第 23 号 町道路線の変更について（安原富岡 1 号支線）
- 日程第 21 議案第 24 号 町道路線の変更について（寺坂保田線）
- 日程第 22 議案第 25 号 町道路線の変更について（東谷線）
- 日程第 23 議案第 26 号 町道路線の変更について（上坪田線）
- 日程第 24 議案第 27 号 町道路線の認定について（新坪田線）
- 日程第 25 議案第 28 号 町道路線の認定について（人権交流センター線）
- 日程第 26 議案第 29 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 27 議案第 30 号 平成 20 年度大山町一般会計予算
- 日程第 28 議案第 31 号 平成 20 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 29 議案第 32 号 平成 20 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 33 号 平成 20 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 31 議案第 34 号 平成 20 年度大山町地域休養施設特別会計予算
- 日程第 32 議案第 35 号 平成 20 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 36 号 平成 20 年度大山町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 34 議案第 37 号 平成 20 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 35 議案第 38 号 平成 20 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算

- 日程第 36 議案第 39 号 平成 20 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 37 議案第 40 号 平成 20 年度大山町老人保健特別会計予算
- 日程第 38 議案第 41 号 平成 20 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 39 議案第 42 号 平成 20 年度大山町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 40 議案第 43 号 平成 20 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 41 議案第 44 号 平成 20 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 42 議案第 45 号 平成 20 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 43 議案第 46 号 平成 20 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 44 議案第 47 号 平成 20 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 45 議案第 48 号 平成 20 年度大山町情報通信事業特別会計予算
- 日程第 46 議案第 49 号 平成 20 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 47 議案第 50 号 平成 20 年度大山町索道事業会計予算
- 日程第 48 議案第 51 号 平成 19 年度大山町一般会計補正予算（第 10 号）
- 日程第 49 議案第 52 号 平成 19 年度大山町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 50 議案第 53 号 平成 19 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予
算（第 1 号）
- 日程第 51 議案第 54 号 平成 19 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 52 議案第 55 号 平成 19 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 53 議案第 56 号 平成 19 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 54 議案第 57 号 平成 19 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 55 議案第 58 号 平成 19 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 56 議案第 59 号 平成 19 年度大山町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 57 議案第 60 号 平成 19 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 58 議案第 61 号 平成 19 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 59 議案第 62 号 平成 19 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 60 議案第 63 号 平成 19 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 61 議案第 64 号 平成 19 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 62 議案第 65 号 平成 19 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 63 議案第 66 号 平成 19 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 64 議案第 67 号 平成 19 年度大山町水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 65 議案第 68 号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例等の整備に関する
条例の制定について

出席議員（21名）

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美 智 恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美 保 子
9 番 秋 田 美 喜 雄	10 番 尾 古 博 文
11 番 諸 遊 壤 司	12 番 足 立 敏 雄
13 番 小 原 力 三	14 番 岡 田 聰
15 番 二 宮 淳 一	16 番 椎 木 学
17 番 野 口 俊 明	18 番 沢 田 正 己
19 番 荒 松 廣 志	20 番 西 山 富 三 郎
21 番 鹿 島 功	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照 書記 …………… 汐 田 美 穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山 口 隆 之	副町長 …………… 田 中 祥 二
大山支所長 …………… 河 崎 博 光	教育長 …………… 山 田 晋
中山支所長 …………… 福 田 勝 清	教育次長 …………… 狩 野 実
総務課長 …………… 田 中 豊	企画情報課長 …………… 小 谷 正 寿
住民生活課長 …………… 後 藤 透	税務課長 …………… 野 間 一 成
地域整備課長 …………… 押 村 彰 文	農林水産課長 …………… 池 本 義 親
水道課長 …………… 小 西 正 記	福祉保健課長 …………… 戸 野 隆 弘
人権推進課長 …………… 近 藤 照 秋	社会教育課長 …………… 麴 谷 昭 久
幼児教育課長 …………… 高 木 佐 奈 江	観光商工課長 …………… 福 留 弘 明
大山振興課長 …………… 斉 藤 淳	診療所事務局長 …………… 中 田 豊 三
農業委員会事務局長 …………… 高 見 晴 美	代表監査委員 …………… 椎 木 喜 久 男

午前10時00分 開会

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

○議長（鹿島 功君） みなさんおはようございます。本日から3月定例議会開会となります。本定例議会3月でございますが、予算の月でございますが、われわれ議員も執行部も実質この新町になりましてから3年間経ちまして最後の4年目は骨格予算となろうと思ひますし、本年度は実質の本当に貴重な最後の仕上げの予算ではないかなとそういうふうにおもっております。そういう大切な3月定例議会でございます。議会側、執行部側、お互いに切磋琢磨しながら、この新大山町をですね、よりよくしていくためにも慎重審議いただきますことを期待ご祈念申し上げたいと思ひます。

それでは、ただいまの出席議員は21人です。定足数に達しておりますので、平成20年第3回大山町議会定例会を開催します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（鹿島 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、10番 尾古博文君、11番 諸遊壤司君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（鹿島 功君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします、本定例会の会期は、本日から3月26日までの21日間としたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。従って、会期は本日から3月26日までの21日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（鹿島 功君） 日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局にありますので閲覧ください。

本日までに受理した陳情は、お手元にお配りしました「請願文書表」及び「陳情文書表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

次に12月定例会において可決した意見書は、12月26日に関係方面へ提出いたしました。

次に、本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおり

りであります。

次に、町長から政務報告の申し出があります。これを許します。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは平成20年度3月定例議会におきます政務の報告を申し上げます。12月定例議会以降における各種事務事業の取組み状況について、その主なものをご報告いたします。

まず総務課関係でございますが、行財政改革にかかる住民説明会の開催についてであります。

さる1月25日金曜日と26日土曜日の2日間3地区での町民への説明会を開催いたしました。当日の参加者は、3会場合わせて167人でありました。

行政組織機構の見直しについては、大方の理解をいただき、先般の臨時議会で提案をし、議決をいただいたところであります。

次に、職員の退職と新規採用についてであります。町職員として、旧町から町政進展のためにご尽力をいただきました福田勝清中山支所長、河崎博光大山支所長、金平隆哉会計管理者が定年により、後藤透住民生活課長、高見公治中山支所住民課長、池信宣篤中山支所ふるさと振興課長、佐藤千歳中山支所福祉課長、福留裕子下中山保育所長、角田美恵子御来屋保育所長、田内利長中山公民館長、山根章子学校給食センター所長、林原寿良地域整備課課長補佐、杉村収一中山支所ふるさと振興課現業主幹、桑本礼子下中山保育所現業主幹、立花俊子御来屋保育所現業主幹が勸奨により、3月31日付でそれぞれ退職されることになりました。退職されます15人の皆さんには、在職中におけるご尽力に、深く感謝いたしますとともに、今後のご健勝とご活躍をご祈念申し上げるものであります。

また2月25日には、鳥取県町村会が実施した第2回目の町村職員採用資格試験に合格した保健師希望者3名を対象に、大山町職員採用試験を実施いたしました。面接による選考試験の結果、1名を採用することとし、昨年11月の採用内定者4人とあわせ、平成20年4月1日から5名の者を、大山町職員として採用することに決定しております。

次に、企画情報課関係であります。まず路線バス、巡回バスの見直しについてでございます。1月30日に大山町地域公共交通会議を開催し、大山地区内の路線バスの路線の変更についてと町営巡回バスの運行経路の変更、料金の改正について協議、承認いただきました。

内容は、広報だいせん3月号でお知らせをいたしておりますように、大山地区の路線バスについては、4月から、運輸局の許可が早く進めば3月15日になると思いますが、4月から米子までの直通便1往復と、現行の米子ー今津間を運行している淀江線を大山口駅まで3往復延長してもらい、町内路線バスに接続し、米子・淀江方面に行かれるようにいたします。

また、佐摩線を早朝1便、夜間1便増便し、現在1日3便運行している長田循環線については、利用者が極めて少ないため、3月で廃止をし、廃止分で佐摩線を増便しダイヤを再編いたします。

次に、町営巡回バスについては、現在は、名和地区のみを運行していますが、中山地区も4月から本格運行いたします。名和地区、中山地区の巡回バスはそれぞれの地区で巡回運行し、前谷に接続点を設け、1日3便乗り継ぎができるようにいたします。

また、町の財政状況が悪化する中、巡回バスの運賃を従来の100円から200円に引き上げさせていただき、町の財政負担の軽減を図る予定であります。多くご利用していただく方には、お得な回数券の販売も予定いたしております。今議会に、巡回バスの運行に関する条例の一部改正の議案を予定しておりますのでよろしくご審議いただきたいと思います。多くの皆さんにご利用していただけるように、これからも改善を図っていきたいと考えておるところであります。

次に、人権推進課関係でございます。まず、平成19年度大山町人権・同和教育研究大会についてであります。

12月8日大山町人権・同和教育研究大会を生活想像館において120名の町民に参加をいただき「部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、住みよい大山町をつくろう」というテーマで開催いたしました。講演は近畿大学の北口末広教授に「私の歩みの中から」と題してお話をいただき、その後三つの分科会に分かれ差別と偏見のない人権尊重のまちづくりを推進していくための研究協議を行いました。

次に平成19年度大山町みんなの人権セミナーについてであります。本セミナーは、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の正しい理解と認識を深め、自分とのかかわりを考える機会とすると共に、人権・同和問題学習の推進と実践活動に向けた資質の育成向上を図ることを目的として年間を通して全日程7回を開催して参りました。最終回は、2月19日に「地域医療にみる高齢者の人権」のテーマで日南病院院長の高見徹先生から地域医療についてのお話を伺いました。参加者数は延べ340人で1回当たりの受講者数は50名程度となっております。今後は、毎回取っておりますアンケートも参考にしながら誰もが参加しやすい充実した講座となりますよう努めてまいります。

次に、住民生活課関係であります。焼却設備の修繕工事について、名和クリーンセンター焼却炉耐火物等修繕工事を1,470万円で内海プラント株式会社が請負施工中であります。

次、福祉保健課関係でございます。まず、「大山町地域福祉計画」の策定について、地域住民、行政、社会福祉協議会、ボランティア事業者等が相互に協力し合い、連携して「元気で明るく住みよい福祉の町づくり」を推進していくために「大山町地

域福祉計画」を策定いたしました。

策定にあたっては、地域福祉アンケート調査の結果や、10集落でそれぞれ2回ずつ開催をした地域福祉座談会での話し合いをふまえ、策定委員会で検討を重ねました。

今後、大山町社会福祉協議会が策定した「大山町地域福祉活動計画」と、相互に連携・協働して計画を推進してまいります。

次に、後期高齢者医療制度の周知についてであります。本年4月からはじまる後期高齢者医療制度の周知については、昨年8月以降、「広報だいせん」に解説記事を連載してまいりました。

また、昨年12月には広域連合で作成した説明用パンフレットを該当の方に送付するとともに、1月には同じパンフレットを、全戸に配布いたしました。

なお1月下旬には、行財政改革の説明と併せてこの制度についての住民説明会3回開催し、2月には、自主制作した説明用の番組を大山町チャンネルで放映して周知に努めてきたところであります。

4月からの円滑な制度開始を目指し、引き続き広報活動に努めてまいります。

次に、灯油購入費助成事業についてであります。原油価格高騰に伴う灯油の値上げによる生活の圧迫に鑑み、生活困窮家庭への支援対策としておこなった灯油購入費助成事業については、1月下旬から2月上旬にかけて、対象世帯に4,500円分の灯油券を交付いたしました。

対象は、非課税世帯とし、世帯員すべてが施設等に入所又は入院している場合を除いております。2月25日時点の交付世帯数は、1,297世帯であります。

次に、大山賛歌体操の制作についてであります。このほど、健康づくりと介護予防に役立つため、「大山賛歌」にあわせた体操を制作いたしました。これは、町と鳥取大学医学部の専門家が協同で企画したもので、理学療法士の指導を受けながら、町民で構成する大山賛歌体操制作委員会で検討して制作をいたしました。

この体操には、高齢者や体力が弱っている方向きの“介護予防編”と、若い世代や元気な方向きの“健康づくり編”の2種類があります。現在、健康教室等の場で活用していますが、今後は、この体操を普及していただくための“普及員”の養成講座を開催し、その方々の協力をえながら全町に広めていく予定であります。

次に、農林水産課関係でございます。まず災害復旧事業について、平成19年9月発生の豪雨災害にかかる、農地農業用施設災害復旧事業について、平成19年災47分の218並びに47分の219の合冊工事を278万2,500円で有限大喜建設が請負施工中であります。

次に、新農業水利システム保全対策事業についてであります。加茂地区用水路修繕工事を60万600円で有限会社古村重機が、名和地区用水路修繕工事を103万4,250円で松岡建設有限会社が、西坪地区用水路修繕工事を127万5,750円で松岡建設有限会社が請負平成19年12月28日に工事が完成いたしております。

次に、御来屋漁港整備についてであります。御来屋漁港整備工事積算・監督業務を258万900円で社団法人水産土木建設技術センターが、御来屋漁港水産物直販所建設工事設計業務を147万円で近岡建築設計事務所が請負施工中であります。

次に、地域整備課関係であります。山陰道名和インターチェンジから大山インターチェンジの区間4.7kmが3月29日午後3時に開通する予定であります。開通1週間前の22日には開通を記念し「ウォーキング」が開催をされ、開通当日の29日には開通式典、祝賀行事が開催をされます。

開通により移動時間の短縮、国道9号の渋滞緩和に大きな効果があるものとして期待をしております。

次に、道路改良事業についてであります。町道種原大野線改良工事を968万6,250円で有限会社原田建設が、町道報国羽田井線改良工事を3,731万700円で株式会社平井組が請負、完了いたしました。町道所子中高線「測量設計調査」業務委託を441万円で鵬技術コンサルタント株式会社が請負、施工中であります。

次に水道課関係でございます。上下水道料金検討委員会について

平成19年12月14日の第1回の委員会で、委員長に西山寛邦氏を互選し、合併協議会では新町で調整すると先送りとなっていた上下水道料金について検討をいただいております。すでに5回の検討委員会を開催していただいておりますが、まだ調整がつかない事項があり継続協議中であります。

次に下水道関係についてでございます。蛇の川支障下水道施設移転工事を231万円で有限会社松本建設が、御来屋地区舗装修繕工事を68万2,500円で船越建設株式会社が、請負施工中であります。

次に、観光商工課関係でございます。スキー場の営業状況について、今シーズンは積雪が非常に遅く、12月23日のスキー場開き祭は雪無しの雪乞い神事となってしまいました。年末にようやくまとまった積雪を見、12月31日から全スキー場が営業を開始するという、不安なスタートとなりました。その後雪は順調に降り積もり、逆に24年ぶりという豪雪となっております。1月から2月にかけての入り込みは平日はまずまずではありますが、週末に悪天候が訪れるという不運と併せ年末年始の痛手は大きく、前年に比べてマイナス6%、前々年と比べますとマイナス25%という状況になっております。そうしたなかで、町営中の原スキー場は、営業努力の成果もあり、前年比プラス11%、前々年比マイナス18%という状況

であります。残されたシーズン、できるだけコンディション維持に努める等、営業成績の確保を図りたいと考えております。

次に、企業進出協定書の締結についてであります。1月22日、かねてから本町への進出意向を表明されておりました、岡山市の株式会社タグチ工業と鳥取県、本町との三者で、企業立地に係る協定書の調印式を執り行いました。当日は、田口社長、平井知事、私に加え、タグチ工業を紹介いただいた山陰合同銀行の大谷常務の四人でがっちりと握手を交わし、操業開始に向けての決意を固めました。

なお、現在工場の設計作業中であり、平成21年春の操業開始を目指されることと伺っており、本町での新規雇用としては当初15人程度を見込んでおるところであります。

次に、大山振興課関係でございます。まず、コンビニチェーンのローソンが開催した「大山フェア」について、大手コンビニチェーンのローソンが、1月15日から28日までの2週間、中国四国地方全域の946店舗で「大山フェア」を開催し、大山山麓で生産された鶏や牛乳を原材料とするオリジナルのチャーハンやおにぎり、焼きそば、サンドイッチ、パン、お菓子など27品目が限定販売されました。売れ行きは大変好調だったようで、商品によっては生産が追いつかず、期間の途中から四国地方では販売できない商品もあったと聞いております。

本町としましては、NPO大山王国を交えた3者での合同記者会見を行ったり、大山町の特産品や観光情報をPRするためのパンフレットを各店舗に100枚、全店舗で10万枚を配布することなどで、この「大山フェア」に協力をいたしました。パンフレットは、ほとんどの店舗で期間内に無くなったとのことですので、PR効果を今後に期待したいと思います。

次に、町内産品の販路開拓の取り組みについて、財団法人大山恵みの里公社と連携し、町内産品の販路開拓の取り組みを行いました。商談が成立した商品は、宮内製麺所のそば、酒米「強力」を原料とするはた酒店の地酒とブロッコリーの芯の粕漬、陣構茶生産組合の番茶、ほうじ茶、青木商店の海産物、エムズプランのはたけしめじ、丸山商店の漬物です。いずれも町内産の農林水産物を原材料とするもので、米子市内の大手デパートや姫路と神戸、広島で数十店舗を運営するスーパーなどに商品を卸すことができました。

引き続き、他の商品につきましても、商品数量の確保やパッケージデザインの改良などの取り組みを支援しながら、販路開拓や町内流通の拡大を推進して参ります。次に、診療所事務局関係でございます。大山診療所の医師についてであります。

平成20年4月から大山診療所に勤務していただく医師につきまして、住民の皆様にご心配をおかけしておりましたが、4月から管理者としておいでいただく医師が内定をいたしました。4月からは、4診療所の連携をさらに深め地域医療に取り

組んでいきたいと考えております。

次に、中山支所まちづくり推進課関係でございます。まず、工事関係について、退休寺集会所新築工事を2,815万500円で有限会社小倉興産が請負、2月20日に完成をいたしました。退休寺集落のコミュニティーの拠点としておおいに活用していただくよう期待いたしております。

次に、下田中隣保館跡地の処分についてであります。平成19年12月3日競争入札を行い面積403.24㎡を295万円で売却をいたしました。

次、中山支所ふるさと振興課関係でございます。まず災害復旧事業について、平成19年9月4日発生の豪雨災害にかかる農地、農業用施設災害復旧事業について、平成19年災47分の1、47分の201、47分の202、47分の203合冊工事を413万7,000円で有限会社林原工業が、平成19年災47分の2、47分の3、47分の4、47分の5、47分の204合冊工事を585万9,000円で有限会社浅田建設が、平成19年災47分の6、47分の7、47分205、47分の206合冊工事を、396万9,000円で有限会社山下水道設備が、平成19年災47分8、47分の207、47分の208合冊工事を346万5,000円で有限会社権田工務店が、平成19年災47分の209災害復旧工事を449万4,000円で有限会社八晃建設が、平成19年災47分の9、47分10、47分210合冊工事を477万7,500円で平成グリーン有限会社が、平成19年災47分の11、47分の211合冊工事を222万6,000円で有限野口商事が、平成19年災47分12、47分の212、47分の213合冊工事を640万5,000円で有限会社ヤマダが、平成19年災47分の214、47分の215、47分の216合冊工事を514万5,000円で有限会社三千代建設が、平成19年災47分の13、47分の217合冊工事を167万6,850円で有限会社前田建設が請負いそれぞれ工事施工中であります。

次に、漁村生活体験事業についてであります。漁業に関心がある県外在住者等を対象に、漁業への新規参入を促進することを目的とした、大山町漁村生活体験事業に、1件申し込みがあり、3月より体験者と事業実施主体となる受入れ先の鳥取県漁協中山支所が、事業を実施することになりました。体験者は兵庫県からの1家族で、町内に定住され漁村生活体験をされることとなります。

次に、大山支所ふるさと振興課関係であります。新農業水利システム保全対策事業について、畑地区水路改修工事を316万円で有限会社ダイセンが請負施工中であります。

次、社会教育課関係であります。まず、大山町成人式について、平成20年「大山町成人式」を1月5日に開催いたしました。昭和62年4月2日から昭和63年4月1日生まれの女性133名、男性121名の合計254名の新成人対象者でし

たが当日は216名の出席があり、来賓の皆様と共に新成人の門出をお祝いたしました。

また初めて成人者自身が成人式を運営しようと実行委員を公募し8人が交流会を展開、思い出の写真コーナー、合唱、ビンゴゲームを企画し、中学校時代の恩師や友達と久しぶりに出会い近況を語り合い、小学校卒業時の自分宛の手紙の開封、また地区ごとに記念写真を撮り楽しい時間を過ごしました。

次に嘉手納町・大山町人材育成交流事業についてであります。1月29日から3泊4日の日程で、沖縄県嘉手納町から女子8名、男子8名の児童、引率4名が来町されました。民泊家庭には、中山地区2家庭、大山地区6家庭が受け入れていただき、民泊家庭児童との大山でのスキー交流、工場見学のほか中山小学校を訪問しての民族芸能エイサー披露と金管バンドによる交流を行いました。

今回20回目の節目に嘉手納町の教育長も来町され、今後のさらなる交流の継続を確認しましたが、夏には本町児童が嘉手納町へ、冬には嘉手納町の児童が来町し、相互訪問しながら交流を深め、両町の発展に寄与したいと思っております。

次に、国体記念及び県民スポーツレクリエーション祭スキー大会の開催についてであります。第36回国体記念スキー大会を2月15日に大山スキー場で開催しました。昭和47年の大山冬季スキー国体を記念して始まった大会ですが、昨年度は雪不足で開催できませんでした。

幼児から中学生のクラスに、ジャイアントスラロームに134名、クロスカントリーに38名のエントリーがあり、熱戦が展開されました。また2月16日には、県民スポーツレクリエーション祭冬季スキー・スノーボード大会に145名の選手が参加し開催をされました。この大会は県内4箇所のスキー場を巡回開催されるものであります。

最後に徴収金関係についてであります。平成19年度は、未収金の縮減に向けて未収金対策会議において本庁・支所各課が連携を深めながら、未収金対策マニュアルに沿って、電話催告、臨戸訪問等の外、法的処分による徴収に取り組んでおります。今年度これまで実施しました法的処分の主なものは、住宅新築資金で訴訟1件、税金の差押192件、水道の給水停止10件、給水停止予告34件等であります。なお、徴収実績は、別添一覧表のとおりであり、各課の取り組みについては次のとおりであります。

まず、税務課・滞納対策室・支所の住民課でございます。各税の現年分の徴収については、督促状の送付の後、納付がない場合に催告書を送付し、なお納付がない場合には、本庁支所とも2人1組の班を編成し電話催告、臨戸徴収に取り組むとともに、一部差押も実施しました。

滞繰分につきましては、滞納対策室が中心となり、50万円以上の高額滞納者面談事業を実施しました。その結果、2月末現在で完納12件、3月末までに5件が

完納見込みとなっております。

なお、本年度は、より収入に結びつく預金・生命保険等の差押71件を執行し、321万円を徴収することができました。

更に、1月から鳥取県西部県税局職員との税務職員相互併任制度を実施し、県職員の徴収技術を学び、税の収入確保強化に努めております。

また、滞納対策室としては、各課と連携をとり、税のみにとどまらず、全未収金の徴収にも努めているところでございます。

次に、福祉保健課、支所福祉課でございます。

介護保険料の現年分については、「介護保険料現年度未収金解消活動実施要綱」にもとづき、12月上旬に、本庁・支所で状況及び計画について情報交換を行いました。それをふまえ、12月上旬から中旬にかけ、それぞれ未納者に対し、電話催告、臨戸訪問による徴収活動をおこない、新規の未納者が増えないように努めました。

また、過年度分については、12月、2月の年金支給月を中心に、税務課・支所住民課とも連携しながら、電話催告、臨戸訪問、面談事業による徴収活動をおこないました。

続いて地域整備課、ふるさと振興課であります。

町営住宅家賃の徴収については、未納通知・督促状の送付、電話での督促、保証人への納付指導、臨戸訪問し面談を繰り返しながら取り組みました。

今年度は、長期滞納者3人に対して保証人への納付指導を行い、分納誓約書を交わし支払いをしていただいております。

今後も、長期滞納者については、本人並びに保証人に対して継続的に納付指導を行います。

次、幼児教育課であります。

保育料の徴収については、徴収マニュアルを作成し、それに沿って行っております。督促状の送付、電話催告、臨戸訪問等、保育所とも連携をとりながら行っております。

次に水道課、支所ふるさと振興課であります。

まず水道課ですが、水道料金等の徴収については、電話での督促、臨戸訪問をし面談を繰り返しながら徴収に取り組みました。また、長期滞納者については、滞納対策室及び各支所ふるさと振興課と連携をとり誓約書を提出させ、今後の収支計画を立てて滞納を減らす取り組みを実施しました。

名和地区では水道料金を3カ月以上滞納している10世帯に対し給水停止予告を通知し、そのうち6世帯について給水停止を実施しました。下水道使用料については、条例を整備し、法的措置もあるということを説明しながら、臨戸徴収をしています。

次に、大山支所ふるさと振興課であります。毎月の未納者には再納付通知書の発送と共に訪問徴収を意欲的に実施し、さらに長期滞納者及び高額滞納者に対しては滞納対策室と連携をし、分納誓約書を徴収しました。

また、給水停止条項に該当する13件について、給水停止予告通知を発送し1件給水停止を実施しました。

中山支所ふるさと振興課であります。

毎月の納期限経過後に未納者に再納入通知書で納入を促し、それでも納入のない者には督促状を発行いたしております。また、督促状と併せて訪問を行い面談による滞納の解消を積極的に行っております。

平成19年度分を中心に滞納整理を行っているところですが、過年度分の滞納がある者については、分納などの処置を講じて納入意識を高めております。また、町外の滞納者にも文書、電話による督促のほか訪問を行い滞納料金が放置されないように取り組んでおります。

本年度、水道料金の滞納者で督促に応じない者2件を給水停止といたしました。

次に人権推進課支所住民課関係であります。住宅新築資金等貸付事業についての取り組みでございます。

まず、人権推進課ですが、12月以降におきましても、日常的に借受人に対して直接面談の上、収入応じた返済額の上乗せの要請を行うと共に、必要に応じて連帯保証人に対しても、返済納付の働きかけを行っております。その結果、今回は2人の借受人から毎月の返済額に上乗せをして返済するとの確約があり一部は納付されております。

中山支所住民課です。2月に返済が滞りがちな借受者2名に対し連帯保証人同席の上面談を行い、債務承認書の提出と併せて月額納付の増額を要請し承諾を得ました。

大山支所住民課であります。12月以降においても、滞納者の家庭を訪問し、徴収に努め、定額を納付されている滞納者に対しては、収入状況に応じて増額返済の働きかけをおこないました。

また借受人が自己破産等を受けて返済が滞っている者について、引き続き来庁要請等を5件実施し、2月末現在で2件は連帯保証人から毎月返済、1件は本人から年金月に納付約束、1件は時効のため不納欠損に、1件は訴訟を行うこととなりました。

次に学校教育課であります。給食費の滞納分の徴収については、徴収計画を立て、月々の支払額、支払日を定めて訪問徴収を行っております。米子市、琴浦町の該当者も含め、給食センター所長、学校教育課職員が2名ずつチームを組んで取り組んでいるところであります。以上政務報告終わります。

○議長（鹿島 功君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 施政方針の説明について

○議長（鹿島 功君） 日程第4、施政方針の説明を議題にします。平成20年度大山町の施政方針について説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） それでは、平成20年度の予算編成にあたり、施政の方針を説明をさせていただきます。

平成20年度の歳入歳出予算を大山町議会に提出するにあたり、本予算を通じて、今後の行政運営をはじめ施政の方針について的一端を申し上げ、議会の皆さんと町民の皆さんにご理解とご協力をお願いする次第であります。

わが国の経済は、一部に弱さがみられるものの、景気は回復の傾向にあり、企業部門の底堅さが持続し、景気回復が続くと見込まれるものの住宅建設が減少していることなどから回復の足取りは緩やかなものと見られております。

平成20年度の国内総生産の成長率は、名目2.1%程度、実質2.0%程度と見込まれていますが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられます。

平成20年度の国の方針においても、「希望と安心」の実現に向け、「自立と共生」の理念に基づき、安定した経済成長を図るとともに改革を進め、活力ある経済社会の実現、地方の自立と再生、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図ることとしております。

また、「骨太方針2006、2007」を踏まえ、成長力強化及び地方の自立と再生に取り組むとともに、財政健全化に向けた歳出・歳入一体改革などを進めるとしてしております。平成20年度国の地方財政は、総額83.4兆円と地方財政計画の規模抑制に努めてもなお19年度に引き続き大幅な財源不足の状況にあります。

社会保障関係経費の自然増等が見込まれることに加えて、地方財政の借入金残高は平成20年度末には197兆円と見込まれ、今後、その償還負担が高水準で続くところであり、将来の財政運営が圧迫されることが懸念をされております。

現下の極めて厳しい地方財政の状況、国・地方公共団体を通ずる歳入・歳出一体改革の必要を踏まえる時、引き続き地方公共団体においては、地方分権の時代にふさわしい、簡素で効率的な行政システムを構築するため、徹底した行財政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、また歳入面でも自主財源について積極的な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務であります。

新大山町誕生以来3年間、旧3町の個性と工夫に満ちた魅力あるまちづくりを継承するとともに、財政の健全化や少子・高齢化対策など地域の課題について、議会の皆さんや町民の皆さんの深いご理解とご協力により取り組みを進めてまいりまし

た。

平成20年度予算は、「地方と都市の共生」の考え方のもと、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して「地方再生対策費」の特別枠が創設され、昨年度に比べ若干ではありますが歳入面において改善が期待できるものの、依然として厳しい経済情勢財政状況であります。

しかしながら、限られた財源を効率的に配分しつつ、事務事業の評価・検証を行い、町民の皆さんと議会・行政が一致協力し、大山町総合計画の基本理念であります「大山の恵みを受け継ぎ、元気な未来を拓くまち作り～人と人、人と自然が心でつながるまち～」の実現に向け、全力を傾注して取り組んでまいり所存でありますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成20年度予算の概要につきまして、各分野における施策の推進とその指針につきまして、ご説明を申し上げます。

まず社会基盤・生活環境であります。「自然と調和した快適な生活空間を実現するまちづくりをめざします。」永年の懸案であります山陰道の整備促進については、昨年秋には、淀江インターから大山インターまでの間が開通し、3月29日には、大山インターから名和インターまでの間の開通が予定されております。

昨年に事業化された中山・下市間も含め、引き続き早期の名和・中山間の開通を、国・県はじめ関係機関に働きかけてまいります。

町道整備では、すでに着工しております町道山村文珠領線の道路改良工事及び自歩道設置、町道種原大野線道路改良工事を継続いたしますとともに、新たに、町道上坪名和神社線の道路改良工事及び自歩道設置、昨年認定いただきました町道所子中高線の新設改良工事などに着工いたします。

その他、集落内道路の維持補修に対して、建設機械の借上料・補修用材料費を支給してまいります。

農免農道整備事業では、第2大名地区及び汗入地区事業として、道路整備事業を継続実施してまいります。

住宅施策では、昨年立ち上げた「空き家・空き地バンク制度」「移住支援制度」を継続し、定住化による人口増加対策の推進と遊休地の利活用による若者定住対策の具体化をめざしてまいります。

公共交通対策といたしましては、高齢者や交通弱者の皆さんの買物、通院、通学の手段として、名和地区でご利用いただいております巡回バスの運行エリアを、中山地区にも広げ本格運行いたしますとともに、交通弱者対策としての福祉タクシー助成制度を継続してまいります。

交通安全対策では、カーブミラーやガードレール等の整備を年次的に行ってまいりましたが、さらに交通安全意識の普及啓発に努め、交通事故の減少や交通違反の

撲滅に努めてまいります。

防災対策では、住民の生命、身体財産の安全と保護を図るため、自主防災組織の育成強化に努めますとともに、住宅等耐震診断・改修補助制度を設け、地震に強い住宅づくりを推進していく予定としており、また総合防災訓練を実施し防災意識の高揚を図ってまいります。

合併に伴う財政支援制度により整備いたしました情報通信基盤整備事業では、情報格差を是正いたしますとともに、ケーブルテレビを利活用し、議会中継や文字放送等迅速かつリアルな情報の提供の充実に努め、災害情報の伝達や住民サービスの向上を図ってまいります。

環境衛生対策では、「ごみのさらなる減量化」に向け、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、使用済乾電池・蛍光灯など分別収集の徹底に努めてまいります。

また、旧大山町焼却場の解体撤去については、発注仕様書作成業務とダイオキシン類調査を実施しましたが、まだ業務完成報告を受けておりませんので、今後その成果をもとに検討を加え、地域住民の安心、安全の確保に努めてまいります。

上下水道事業対策では、下水道接続の推進、料金の統一に向けた具体的な検討を継続して進めてまいります。

「環境ISOの推進」については、本庁関係においては「職員の環境意識」が高揚し一定の成果を果たしたものと考え、平成20年度からは「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づいた、「地球温暖化防止のための実行計画」を策定し、全職場において省資源・省エネルギーなど職員の環境意識の高揚拡大と実践に努めてまいります。

次に、教育・人権・文化・スポーツでございます。

「地域の特性を活かし、共生する教育・文化のまちづくりをめざします。」教育行政では、保育所や学校の統廃合、施設の整備に関するハード面、そして保育や学校教育、社会教育の充実に関するソフト面の課題が山積しており、これらに的確、且つ迅速に対応していくため、新年度から教育委員を1名増員し、保護者の視点も加えながら、成果に向け夢のある教育行政を展開したいと考えております。

まず、幼児教育では、一昨年に策定した「子ども教育振興計画」を基に「子ども教育プログラム」をつくり具現化に取り組んでいますが、新年度は家庭、保育所、学校が相互に連携しながら子どもたちの発達段階に応じて取り組みを深めたいと考えています。

そして、20年度も小学校の先生を保育所に1年間派遣し、保育と小学校教育の連携のあり方を実践研究し、成果や課題を全ての保育所で活用し、また保護者の子育てに還元して幼児教育の充実に努めてまいります。

また、保護者や地域社会の人たちが子育てに具体的に取り組めるよう親学講座、

子育て実践交流会、入学直前講座などの開催をはじめ、保育所・小学校・中学校・ふれあい会館と連携し、保護者を対象とした学習機会を提供して実践につなげてまいります。

特に、重点項目として安定した日常生活の定着を家庭教育の柱にしながらか読書と食育の充実に力を入れていきたいと考えています。

読書活動では司書を配置して幼児期のブックスタートからブックセカンド事業につなげ就学前まで子どもやその保護者に読書活動を進め、生まれてから中学校までの読書の生活習慣の定着を目指します。

食育では栄養士を配置してバランスのとれた食事の大切さや味覚を育てる食生活の必要性を説き、また町内の食材を活用した食事の楽しさも提案しながら子どもたちの健全な心身の発達を図りたいと考えております。

放課後児童クラブでは、放課後に養育する者がいない児童を対象に、保育、指導し健全な育成を図っていますが、新年度も5クラブ設置する予定であります。

子育て支援では、ふれあい会館、児童館、診療所を拠点施設として、ファミリーサポート事業や子育てサークルの育成支援、病後児保育など、町民みんなで子育てを支援する体制づくりに努めてまいります。

保育所のあり方については、園児数が定員の半分になったり、逆にオーバーする保育所も生まれ、さらに施設の老朽化や職員の減員などにも直面しており課題解決が急務となってきております。

新年度には教育審議会答申を視野に保育所のあり方を展望した方針を提示して保護者や地域の皆さんにご理解をいただき、町民の方々の期待に応える保育所経営と幼児教育の充実に努めてまいります。

次に学校教育ですが、児童生徒の確かな学力の定着を図り、自ら学び自ら考える「生きる力の育成」を教育目標に、体力づくり・健康教育の推進、外国語指導助手を活用した英語活動や国際理解教育、地産地消を踏まえた食の指導、地域人材を活用した総合学習など郷土や地域社会に密着した学校教育を一層展開してまいりたいと考えております。

特に大山町の産業、自然、歴史や文化など郷土を知る学習教材冊子が完成しましたので、新年度から学校で活用し大山町に誇りが持てるふるさと学習を小中学校で取り組みたいと考えています。

また、不登校児童・生徒の学校復帰を支援するため、職員を配置して大山町教育支援センター「寺子屋」の運営を継続してまいります。

学校給食については、週4日の米飯給食をはじめ町内産の食材を使った献立を積極的に取り入れ地産地消を推進してまいります。

次に、児童・生徒の教育環境の整備のため、名和中学校耐震補強及び改修工事と大

山中学校耐震補強工事を実施いたします。

また、町内の三中学校のあり方については、教育審議会の「将来を展望すると1中学校が適当」とする答申を尊重し新年度はそのプロセスを検討して参りたいと考えております。

また小学校のあり方についても分校問題も含め教育審議会に新たに諮問しその答申を踏まえて対応を策定したいと考えております。

いずれにしても学校施設の老朽化や耐震化などの現状を確認しながら中・長期を見とおした計画的な整備が必要であると考えております。

社会教育では、「生涯学習のまちづくり」を目指し町民の主体的な学習や実践、ボランティア活動を積極的に展開してまいりますとともに、子ども会や女性団体、青年団などの地域団体やPTAなどの社会教育関係団体を育成し地域活動を一層進めて参ります。

公民館活動では、サークル活動など自主的な学習を支援する一方で、昨年開設した「大山学」講座や通学合宿など親子のあり方や新しい家庭教育、新たに漁業従事者などを対象にした成人講座や専門講座も継続します。

さらに新規事業として成人や高齢者が自己啓発学習と実践活動を連動するリカレント教育を「大山カレッジ」として広く町民に提供していきたいと考えています。

新年度には中山小・中学校の教室を利用して学校教育、社会教育、福祉行政が連帯したモデル事業として展開し、年度末に成果と課題を整理して、やがて全町に広げていきたいと考えています。

これは成人や高齢者が学校に通学し、国語や数学などの教科学習や郷土の歴史や文化、子育てなど多様な学習情報を授業として学んでいくことにより主体的、自発的な活動を誘発していきたいと考えているものであります。

読書活動の推進については、昨年度より国のモデル指定「読む・調べる」習慣の確立に向けた実践研究事業を継続し、図書館や学校図書室を拠点とした親子読書活動の充実に努め、さらにブックモバイル車を巡回して町内各所に配本するなど暮らしの中に本のあるまちづくりを一層進めてまいります。

人権教育・人権啓発では、「人権施策総合計画」を基本に、中山ふれあいセンターや人権交流センター、中高ふれあい文化センターを拠点として、同和問題をはじめ女性、障害者、子ども、高齢者、在住外国人などあらゆる人権を尊重するまちづくりに取組みますとともに、男女共同参画につきましても、その重要性を深く認識し、普及啓発活動にさらに邁進してまいります。

また、施設の特性を生かし地域福祉・地域コミュニティの推進、人権啓発のための交流についても積極的に取り組んでまいります。

文化財行政では、大山町所子の門脇家、東門脇家などの伝統的建造物群保存地区

の県指定、「大山僧坊跡」の国史跡指定に向け、調査を継続してまいります。

社会体育では、マラソンフェスタ、クロスカンントリー大会、町民運動会の開催をはじめ、新たに「総合型スポーツクラブ」の育成にも取り組み、見るスポーツから行うスポーツを広く振興して町民の体力づくり・健康づくりに取り組んでまいります。

国際交流・国内交流の推進では、今まで取り組んできた流れを受けアメリカテキサス州、韓国江原道襄陽郡、広島県呉市、沖縄県嘉手納町との交流のほか、町内中学校と国際姉妹縁組中学校との交流についても、継続・充実してまいります。特に、名和中学校と韓国釜山市大東中学校との姉妹校交流は平成元年に始まり新年度で20年の節目にあたりますので新たな展望を図りたいと考えているところであります。

次に、保健・医療・福祉について、「地域でつながり、支え合う、健康と福祉のまちづくりをめざします。」

社会福祉関係では、3カ所の保健福祉センターと4カ所の国民健康保険直営診療所、地域包括支援センターを拠点とした保健・医療・福祉の3分野の相互連携により、健康教育、健康相談、医療体制の強化に努めてまいりました。

新年度は、大山診療所に新たな医師の招へいを実現できる見込みとなりました。引き続き医療・福祉との連携により、人生の終焉を安心して地域・家庭で向かえることができる在宅医療の仕組みづくりの検討を進めてまいります。

また、医療費の抑制と負担の明確化を狙いとしてこれまでの「老人医療制度」が廃止され、新年度から「後期高齢者医療制度」がスタートしますが、町民の皆さんの理解と協力を得ながら健全な医療制度の運営に努めてまいります。

医療体制の整備であります。新年度において「大山ロリハビリセンター」の増改築工事を実施し、大山口診療所の全ての機能を増築した建物に移し、大山口診療所と大山ロリハビリセンターを一本化し患者の利便性を図ってまいります。

子育て支援の一環として取り組んできました町単独の就学前児童の医療費助成については、その内容をさらに充実させ、小中学生の通院・入院医療費の自己負担分の半額を助成することといたしております。

地域福祉対策では、このほど策定した「大山町地域福祉計画」の推進を図り、福祉サービスの適切な利用、社会福祉事業の健全な発達、住民参加の促進、安心して快適なまちづくりを進めます。

また、集落・グループが自主的に取り組む福祉活動を支援するための部落福祉活動支援制度や、高齢者、障害者が集落内集会所を利用しやすくなるための施設改修に係る費用の助成を行う生きがい拠点施設整備制度を継続してまいります。

高齢者対策では、社会福祉協議会などの関係機関や住民団体と連携し、老後を健

康で生き活きと暮らすことができるよう、一人暮らしや高齢者世帯への配食サービス事業や閉じこもり防止のための生きがい活動支援事業、通院など日常生活の中で交通手段を持たない高齢者を対象とした外出支援事業、認知症予防教室、転倒予防教室を実施してまいります。

障害者福祉では、身体障害者、知的障害者、精神障害者の皆さんの自立と社会参加を促進し、よりよい日常生活や社会生活を送っていただくことが出来るよう、補装具・日常生活用具給付事業、医療費助成事業、住宅改良助成事業などの障害者福祉施策の推進に努めてまいります。

保健衛生・予防対策では、専任の医師を配置し、転倒予防・水中ウォーキングなどの介護予防事業に取り組んできておりますが、今後におきましても、介護予防施策の充実や高齢者福祉機関、学校、地域などとの連携を図り、地域に開かれた高齢者福祉のシステムづくりに取り組んでまいります。

また、生活習慣の変化や高齢者の増加などにより、近年、糖尿病などの生活習慣病の有病者・予備群が増加しており、その予防対策として新年度から「特定健康診査・特定保健指導」制度が始まりますが、保健・医療体制の整備により、積極的な推進に努めたいと考えております。

子育て支援では、ふれあい会館や児童館や診療所を拠点施設として、ファミリーサポート事業や子育てサークルの育成支援、病後児保育など、町民みんなで子育てを支援する体制づくりに努めてまいります。

次に産業・雇用であります。

「大山町の特性を活かし、魅力ある産業を展開するまちづくりをめざします。」

大山町の基幹産業である農業をとりまく情勢は、農業従事者の高齢化、農産物価格の低迷、耕作放棄地の増加など多くの課題を抱え、厳しい環境にありますが、機械施設の近代化省力化による経営の合理化、中山間地域等直接支払推進事業の展開やチャレンジプラン支援事業・就農基盤整備事業、農業担い手自立支援事業、就農活動支援事業等の実施により、担い手農家や農業後継者の育成、新規就農者の支援、農業経営基盤の強化を図ってまいります。

また、地域の共同活動として、農地・農業用水等の資源を保全する取り組みや環境保全に向けた営農活動を支援するため、新たに「中山間地域等直接支払推進事業」の平地版ともいえる農地・水・環境保全向上活動支援事業への参加促進に努めてまいります。

農地の基盤整備では、中山地区県営畑地総合開発事業、名和地区畑地帯総合整備事業、大淀地区畑地帯総合整備事業等の実施により、畑かん施設の幹線・支線水路工事と道路整備に継続して取り組んでまいります。

本町は、県下でも有数の農業地帯で、豊富な農産物を有しており、県内一のさざ

え・わかめの水揚げを誇る水産地域でもありますが、農林水産業と観光業との結びつきが弱く、地産地消活動も低迷しておりますので、町内での地産地消の普及・定着化を図りますとともに、農林水産品と観光との連携の強化を図ってまいります。

また、大山恵みの里づくり計画の着実な実現をめざし、大山そば、地大豆、高原ブルーベリー、地鶏、特栽ブロッコリー、特栽ねぎ、特産梨、手づくり加工品など8品目の試作・実証を行い、特産化、高付加価値化のための調査研究活動と有機農業生産者の育成支援を図るため、有機農業研究会の設立に努めてまいります。

町内製品のブランド力を高める取り組みとしましては、引き続き財団法人大山恵みの里公社や関係機関との連携を図りながら、既存の商品の磨き上げや販路開拓、販売促進、新商品の開発を手がけてまいります。

畜産振興では、昨年10月の第9回全国和牛能力共進会の成功を契機に、次の「長崎全共」につなげるよう、観光に絡めた「西部和牛王国復活大会」イベントを立ち上げ、県及び農協との連携により高品質の和牛育成に取り組んでいきます。

林業振興では、引続き薬剤空中散布によります森林病虫害駆除や被害木の伐倒駆除、樹種転換事業、未整備森林緊急公的整備導入モデル事業等を推進し、森林の保全に努めてまいります。

水産振興では、「獲る漁業」から「育てる漁業」への転換を図るため、港整備交付金・漁村再生交付金を活用し、今年度は御崎漁港の防波堤の延長工事、御来屋漁港の突提整備及び直販所の新設工事などの基盤整備を行うほか、漁業後継者の育成や定置網を活かした観光と特産品プラン事業に対する助成を行ってまいります。

商工振興では、高田工業団地が完売となったことから新たに所子工業団地の整備を進め、優良企業の誘致に積極的に取り組み、若者の定住と就労の場の確保に努め、地域産業の振興と活性化を図ってまいります。

観光振興では、大山の恵みを受けて生まれた人・食・自然・歴史・文化などの豊富な資源を活かした、四季を通じて魅力ある観光産業の創造を図るため、大山恵みの里づくり計画に基づく「観光交流センター」を山陰道名和インターチェンジに建設します。そして、情報発信の拠点施設としての機能を中心に町内製品の販売にも取り組みます。なお、本施設の維持管理につきましては、財団法人大山恵みの里公社に委託する考えであります。

また、パンフレット・マップの増刷、アルペンライン地区街なみ環境整備事業計画の再検討、大山参道ギャラリーの開設、大山寺周辺の空き店舗や空き地の活用、大山の恵みからす天狗市の継続開催など、多様な観光施策やイベントを展開し、地域の活性化や観光客の招致に努めてまいります。

次に、住民自治・行財政であります。

「一人ひとりが大切にされ活かされる協働のまちづくりをめざします。」

まちづくりを進めていくうえで、町民の皆さんと行政が協働で施策を進めることは極めて重要であります。地方分権の時代にふさわしい住民自治を推進し、発展させていくため、自治基本条例の策定や自治組織の仕組みづくりについての研究を継続して取り組みます。

住民参画の推進では、各種審議会、委員会等各種委員の選任にあたり、公募を原則として、まちづくりへの参画機会の拡充に努めてまいります。

地域コミュニティでは、自らが住み暮らす地域の改善や活性化を図る取組みを支援するための「ふるさと活性化事業補助金」を引き続き計上いたしております。

世代間の交流では、生活様式の多様化や都市化の進行により地域社会に対する帰属意識が薄まり、地域のふれあいや連帯感が失われつつあります。子どもと中高年・高齢者の交流など世代間の交流促進を図るため、行事、祭、イベントを支援してまいります。

国際交流・国内交流では、旧3町で取り組んできた交流の意思と過程を尊重しアメリカテメキュラ市、韓国江原道襄陽郡、広島県呉市、沖縄県嘉手納町との交流のほか、町内中学校と国際姉妹縁組中学校との交流についても継続してまいります。

広報公聴事業では、19年度から行政の透明化と情報公開をより積極的に推進するため、広報「だいせん」・ケーブルテレビ・防災無線業務の集中化を図り、住民自治やまちづくり活動に必要な行政情報の積極的な提供と共有化に努めてきました。今後も引き続き行政情報の発信に努めるとともに、「町長への手紙」、ホームページの「掲示板」などによる公聴事業の充実に努めてまいります。

健全な財政運営では、地方においては長引く景気の低迷により、自主財源であります町税収入が伸び悩み、財政状況は逼迫しております。また、依存財源においても、三位一体の改革や国県の苦しい財政事情により、大変厳しい状況に追い込まれておりますが、前述のように平成20年度においては、地方交付税の中に「地方再生対策費」という特別枠が設けられ、都市と地方の格差是正措置がなされる予定であります。それでも依然として厳しい財政状況にあることに変わりありません。限られた財源を最大限に活かし、重点施策への優先的投資に努めますとともに、事務事業の見直しや、自主財源確保のため税、貸付金、使用料、負担金等の滞納金徴収対策、遊休地の処分に継続して取り組み、財政の健全化を図ってまいります。

また、昨年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、この法律に基づく4つの財政指標「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」を平成19年度決算から公表することが義務付けられておりますので、具体的な対応に努めてまいります。

平成18年度において大山町行財政改革審議会から行財政改革大綱や集中改革プラン、補助金等の見直しについて答申をいただきました。この答申を重く受け止め、

自己決定・自己責任の原則に基づき、平成19年度においては、職員全員で組織・機構の見直し、投票所の見直しなどの具体的な改革案を作成、各種補助金については財政担当による1件査定を実施、また、19年度限りの職員退職勧奨要綱を設け、多くの職員の理解をいただきました。こうした状況を踏まえ、昨年11月の区長会、新年の区長会、3地区での住民説明会等で、平成20年度に向けての組織・機構の改革案などをお示しし、理解を求めたところであります。

今後においても、「職員の定員管理計画の見直し」・「職員定数条例の見直し」などに努めスリムな行政を目指してまいりたいと考えております。

平成18年度決算における財政指標を見ますと、経常収支比率89.2%、平成16年度から18年度までの3カ年平均の実質公債費比率16.6%、起債制限比率13.7%、公債費負担比率20.7%、全会計地方債残高は267億4,000万円、うち一般会計が125億9,000万円と財政指標におきましても財政の硬直化が顕著になっており、引続き経常経費や特別会計繰出金の削減に努めて、健全な財政運営に取り組んでまいります。

終わりに、各部門にわたり、平成20年度の主要施策につきまして、その取り組みの方針をご説明いたしました。平成20年度予算は、町税、地方交付税、国・県支出金、基金など歳入財源の確保が極めて困難な状況下、歳出予算の厳選をしながら、大山町総合計画の基本理念であります「大山の恵みを受け継ぎ、元気な未来を拓くまちづくり」2年目として、苦しい懐事情にも拘らず創意工夫を求め予算編成を終えたところであります。

なお、道路特定財源につきましては、その継続があるものとして予算化をいたしております。この暫定税率の存続については、国会での議論が山場を迎えておりますが、地方6団体一致団結してその存続に向けて取り組みを強化したところであり、税率維持が決定することを祈るばかりであります。

最後に、町民の皆さんのご要望の総てにお応えすることは困難な予算ですが、執行に際しましては、更なる事務事業の見直しや、費用対効果を基本に、慎重なる予算執行をしてまいりたいと考えているところであります。

重ねて議会議員の皆さん、町民の皆さんの深いご理解とご協力をお願い申し上げ、平成20年度の大山町施政方針の説明といたします。以上であります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩します。再開は11時25分としたいと思います。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

日程第5 議案第8号から日程第66 議案69号

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。日程第5、議案第8号 大山町後期高齢者医療に関する条例の制定についてから、日程第66、議案第69号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてまで、計62件を一括議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。ただいまご上程いただきました議案第8号から議案第69号までの提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第8号 大山町後期高齢者医療に関する条例の制定について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、4月から始まる後期高齢者医療制度に伴い、町が行う後期高齢者医療の事務及び保険料の徴収について必要な事項を定めるものであります。

後期高齢者医療制度の運営は、県内の市町村すべてが加入する鳥取県後期高齢者医療広域連合が行いますが、市町村も協力して運営することになります。主に、窓口業務と保険料の徴収が町の業務となります。この条例は、平成20年4月1日から施行することといたしております。以上で議案第8号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第9号 大山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について提案理由のご説明申し上げます。

昨年6月に国において「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」、いわゆる「企業立地促進法」であります。これが制定され、本県においては、市町村と県とが共同して策定することとされている「基本計画」を県下全市町村参画のもと「鳥取県地域産業活性化協議会」を設置して協議検討を行って参りました。

この計画において、産業集積を行うべき「企業立地重点促進区域」に本町関係では高田・所子・押平の3工業団地を指定して、「鳥取県地域産業活性化基本計画」として取りまとめ、昨年秋に国の計画同意を得たところであります。

企業立地促進法においては、「工場立地法」に規定された工場の敷地面積に対する緑地及び環境施設の面積の割合を一定の基準の範囲内で緩和できる特例措置が講じられており、本条例はこの特例条項を活用して本町内の「企業立地重点促進区域」である3団地にかかる緑地及び環境施設の割合を、「主として工業等の用に供されている区域」の乙種区域と規定し、乙種区域の基準の最低割合に緩和しようとするものであります。

これにより、本町内の全域に適用されていた緑地面積の割合が、当該区域においては20%から10%に、緑地面積を含む環境施設面積の割合が25%から15%に緩和されることとなり、区域内で操業する企業の生産施設の拡大や今後の新たな

企業進出に向けた誘致活動が有利に展開できる等の効果が期待できるものと考えております。以上で議案第9号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第10号 大山町教育委員会の委員の定数を増加する条例の制定について提案理由の説明をいたします。

本案は、「大山町教育委員会の委員の定数を増加する条例」の制定について、地方自治法第96条第1項の規定により本議会の議決を求めるものであります。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が昨年6月に改正をされ、教育委員会委員の定数について各自治体の実情に応じた定数の弾力的な取り扱いが可能となりました。山積した教育課題に迅速に対応するため、また、教育委員会委員のうちに保護者であるものを含めることが義務づけられたことに伴い、教育委員の定数を1名増加し6名とするものであります。

なお、施行の日は、平成20年4月1日としております。以上で、議案10号の提案理由の説明を終わります。

次に 議案第11号 大山町立学校等設置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

本案は、「大山町立学校等設置条例」の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により本議会の議決を求めるものであります。

大山小学校香取分校につきましては、昨年4月から休校としておりましたが、本年3月末をもって閉校とすることになりました。それに伴い、小学校の名称及び位置を改めることについて条例の一部を改正するものであります。

また、「学校教育法」の一部が昨年6月に改正されたことに伴い、これに準じて条例の一部を改正するものであります。なお、施行の日は、平成20年4月1日としております。以上で、議案11号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第12号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

本案は、4月から後期高齢者医療制度が始まることから、町が徴収する保険料及び保険料減額分に係る繰入繰出金、事務費等を管理するための特別会計を設けるものであります。

なお、この条例の施行時期は平成20年4月1日からとしております。以上で議案第12号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第13号 大山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明を申し上げます。

本町では、職員の退職手当については鳥取県町村職員退職手当組合にその事務を委託しており、退職手当の支給に関する基準などについては鳥取県町村職員退職手当組合の定める条例により行うことになっております。

一般行政職の職員及び技能労務職の退職手当に関する条例は、鳥取県町村職員退職手当組合の定める条例により行うように定めてありますが、企業職員の退職手当に関する条例においては、それらの条例と記載内容が異なっておりましたので、今回条例を改正し、企業職員の退職手当の取扱については、鳥取県町村職員退職手当組合の定める条例によることを明確にするものであります。以上で、議案13号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第14号 大山町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第1項の規定により本議会の議決を求めるものであります。

主な内容は、被災者生活再建支援法の一部改正により同法による支援の対象に住宅の再建が加えられたことから、自然災害で住宅に被害を受けた者に対し、県と市町村とにより支援を行うことについて定めた鳥取県被災者住宅再建支援条例における支援金の交付の対象及び支援金の額について見直しが行われたことに伴い、当該支援に関して定めた本条例についても所要の整備を行うこととしたものであります。なお、条例の施行の日は、平成20年4月1日としております。

以上で、議案第14号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第15号 「公益法人等への大山町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について」の提案理由の説明を申し上げます。

本町では、公益法人など職員を派遣するため、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき条例を定めており、その第2条第1項に派遣先の団体を掲げています。現在の第2条第1項には、既に解散した「財団法人 大山町地域振興会」を掲げていますので今回これを削除し、併せて派遣できる団体を法律に定める団体で規則に定めるものとする規定に改めるものであります。

第1号では、民法第34条の規定により設立された法人、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であって、営利を目的としないものをいいますが、そのような団体のうち、町が出資などを行っている団体としています。これは、先に述べた「財団法人大山町地域振興会」や「財団法人大山恵みの里公社」などのような団体です。

第2号では、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の法人を定める政令で規定する法人のうち、規則で定めるものとしております。具体的には土地開発公社、農業共済組合、地方公務員共済組合、商工会 森林組合などで規則で定めるものが対象になります。以上で、議案第15号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第16号 「大山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」

提案理由の説明を申し上げます。

統計法が平成19年法律53号により全部改正になり、併せて統計報告調整法が廃止になったため、旧統計法及び統計報告調整法を引用している本条例第36条の適用除外の規定中の引用部分を改正するものであります。

なお、条例の施行日は、法律の施行が公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日となっているため、それに併せております。以上で、議案第16号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第17号 大山町巡回バスの運行に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、現在、区間に関係なく乗車1回につき100円の巡回バスの使用料を200円に改正したく提案するものであります。

改正内容は、第4条第1項で使用料を100円から200円に、第2項で回数乗車券の種類と金額について改正するものであります。附則でこの条例の施行期日をお定めております。以上で議案第17号の提案理由の説明を終わります。

議案第18号 大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

公共下水道の普及、農業集落排水施設の整備などに伴うし尿収集量の減少や、物価の高騰など影響を緩和し、し尿汲み取り業務の安定を保持するとともに適正な処理に資するため、平成14年11月1日から適用してまいりましたし尿の処理手数料について18リットルにつき180円を200円に改正するものであります。

施行日は、周知のための期間を考慮して、平成20年7月1日としております。

以上で、議案第18号の提案理由の説明を終わります。

次議案第19号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

本案は、鳥取県特別医療費助成条例の一部改正に伴い、条例の改正を行うものであります。これは障害福祉サービスにおいて、制度の適正な利用、持続可能な制度とするとともに、国民の理解を得るために利用者負担の見直しが進められたものであります。

現行制度として、重度心身障害者及び精神障害者においては、自己負担分を全額助成しておりましたが、住民税課税世帯の対象者について、一部自己負担をしていただき、一定以上の所得がある対象者については、助成対象外とするものであります。

また、現在、小児の通院に係る助成対象を「5歳未満」としていたものを、「小学校就学前まで」に拡大いたします。

なお小児、ひとり親、特定疾病の低所得者世帯に係る入院費の負担については、

負担上限額を設け、月額負担額の軽減を図っております。以上で議案第19号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第20号 大山町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町国民健康保険直営診療所条例の自動車使用料を近隣の国保医療機関の自動車使用料と比較整理し、改正前の自動車使用料から、1回につき町内500円・町外800円に改正するものと、診断書及び証明書等の多様化により対応ができなくなった診断書その他の文書の交付手数料の項目を改正するものであります。なお、施行時期は平成20年4月1日からとしております。以上で議案第20号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第21号 大山町身体障害者、知的障害者及び精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

本案は、関係法令の改正に伴い、関係条文の整備を行うもので、主な改正点は、次のとおりであります。

一点目は、平成20年4月1日より「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に題号が変更されることに伴い、関係条文の整備を行うものであります。

二点目は、大山町特別医療費助成条例の一部改正に伴い、対象者の範囲を障害の程度によって明確にする必要が生じたために、関係条文の整備を行うものであります。以上で議案第21号の提案理由の説明を終わります。

次、議案第22号 大山町在宅介護支援センター条例の廃止について、提案理由の説明をいたします。

本案は、平成18年度介護保険法の改正に伴い、大山町在宅介護支援センター条例を廃止するものであります。

なお、この条例の施行時期は平成20年4月1日からといたしております。以上で議案第22号の提案理由の説明を終わります。

次、議案第23号 町道路線の変更について提案理由の説明をいたします。

本案は、町道安原富岡1号支線の終点の位置を変更するものであります。この道路は、山陰道建設にあたり側道及び既存町道の付け替え道路としての機能を持たせ、新たに造られた道路であります。国土交通省から移管を受ける道路の中でも淀江インターチェンジへの接続道路として公益性が高く、町道として適正管理を行うべき道路として約530mを延長し、終点の位置の変更をお願いするものです。

提案は、終点の位置を大山町安原の町道安原富岡線接続点から大山町富岡の町道安原富岡線接続点に変更することであり、道路法第10条第3項の規定により、議決を求めるものであります。以上で議案第23号の提案理由の説明を終わります

続いて議案第24号 町道路線の変更について提案理由の説明をいたします。

本案は、町道寺坂保田線の起点の位置を変更するものであります。この道路は、山陰道建設にあたり既存の町道が山陰道と交差するため交差位置を変え、道路を付け替えたため起点の位置を変更するものであります。

提案は、起点の位置を大山町妻木字蚊の爪944先から大山町妻木町道妻木寺坂線分岐点に変更することであり、道路法第10条第3項の規定により、議決を求めるものであります。以上で議案第24号の提案理由の説明を終わります

次、議案第25号 町道路線の変更について提案理由の説明をいたします。

本案は、町道東谷線の起点の位置を変更するものであります。この道路は、山陰道建設にあたり町道東谷線が山陰道と交差するため、道路の線形を変え整備を行ったところです。このため県道旧奈和西坪線へ接続する起点の位置の変更をお願いしまするものです。

なお、旧起点から県道への車輛の進入はできませんが、歩道としての機能を持たせ、引き続き町道として管理を行います。

提案は、起点の位置を大山町名和字上飛田1360番1地先から大山町名和一般県道旧奈和西坪線分岐点に変更することであり、道路法第10条第3項の規定により、議決を求めるものであります。以上で議案第25号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第26号 町道路線の変更について提案理由の説明をいたします。

本案は、町道上坪田線の起点の位置を変更するものであります。この道路は、一般県道旧奈和西坪線の道路改良と飛田橋の架け替えの工事が行われ新たな道路が完成いたしました。これにより、旧県道が町に移管され、移管部分を町道上坪田線とし起点側を約60m延長し、起点の位置を変更するものであります。

提案は、起点の位置を大山町名和字馬場屋敷105-1地先から大山町名和一般県道旧奈和西坪線分岐点に変更することであり、道路法第10条第3項の規定により、議決を求めるものであります。以上で議案第26号の提案理由の説明を終わります。

次、議案第27号 町道路線の認定について提案理由の説明をいたします。

本案は、県道の整備に伴い旧県道の町移管により認定するものであります。この路線は、一般県道旧奈和西坪線が山陰道名和インターチェンジへのアクセス道路として整備され、名和インターチェンジ入り口との県道交差点が改良されました。これにより旧県道部を町に移管されたことにより町道認定をお願いしまするものです。

路線名は町道新坪田線とし、延長は約65mで、起点は大山町名和707番6地先、終点を大山町名和708番3地先とし、道路法第8条第2項の規程により、議決を求めるものであります。以上で議案第27号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第28号 町道路線の認定について提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町茶畑の主要地方道名和岸本線から分岐し、人権交流センターへ通じる路線であります。この路線の重要な経過地は人権交流センターであり、この施設は小学校統合により名和小学校へ通学する児童のスクールバスの乗降所にもなっております。

人権交流センターへの進入路、通学バス路線、通学路とし、公益性からも町道として適正管理を行うべき道路として、町道認定をお願いするものであります。

路線名は、町道人権交流センター線とし、延長は約200mで、起点は大山町茶畑、主要地方道名和岸本線分岐点、終点を大山町茶畑1083番地先とし、道路法第8条第2項の規定により、議決を求めるものであります。以上で議案第28号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第29号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更について提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山参道の空き店舗を活用し、地域の活性化を図る大山参道拠点施設設置計画に、老朽化が著しく倒壊の危険性もある大山寺消防車庫の改築計画を追加するために、平成19年度に策定しました大山町大山辺地に係る総合整備計画を変更するものであります。

変更後の整備計画は、平成19年度から平成20年度の2カ年とし、事業費は1,190万8,000円で、その内訳は地元負担金80万円と一般財源1,110万8,000円であります。一般財源のうち1,110万円を辺地対策事業債で充当する予定であります。

追加します事業の概要は、大山寺消防車庫改築であります。木造平屋建て、カラーGL鋼板段葺きで、床面積が約30平方メートルであります。事業の計画期間は平成20年度の1カ年とし、事業費は800万7,000円で、その内訳は地元負担金80万円と一般財源720万7,000円で、一般財源のうち720万円を辺地対策事業債で予定するものであります。以上で、議案第29号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第30号 平成20年度大山町一般会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

第1条では、平成20年度大山町一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出95億8,000万円と定め、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によることといたしております。

予算総額は、19年度に比較して、額にして1億3,000万円の減、率にして1.3%の減であります。

次に、第2条では、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表債務負担行為」によることといた

しております。

第3条では、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」によることといたしております。

第4条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定めております。

第5条では、歳出予算の流用について、定めております。

次に、歳入について、各款をおってご説明申し上げます。

第5款町税では、町民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、入湯税の15億5,839万9,000円を計上いたしております。

第10款地方譲与税は、自動車重量譲与税、地方道路譲与税を合わせ、1億5,328万円を計上いたしております。

第15款利子割交付金は、県の交付見込み額に基づき954万3,000円を計上いたしております。

第16款配当割交付金及び第17款株式等譲渡所得割交付金は、県の試算により、632万2,000円と343万7,000円を計上いたしております。

第18款地方消費税交付金は、県の交付見込み額に基づき1億5,361万8,000円を計上いたしております。

第20款ゴルフ場利用税交付金は、前年度実績を考慮し1,225万7,000円を計上いたしております。

第25款自動車取得税交付金は、県の推計交付額に基づき5,729万6,000円を計上いたしております。

第30款地方特例交付金は、県の推計交付額に基づき1,488万8,000円を計上いたしております。

第35款地方交付税では、普通交付税、特別交付税合わせまして、47億4,100万円を計上いたしております。

なお、都市と地方の格差是正のため新年度において特別枠として創設された「地方再生対策費」分の額は、普通交付税43億3,300万円のうち1億6,500万円と試算をいたしております。

第40款交通安全対策特別交付金は、前年と同額の370万円を計上いたしております。

第45款分担金及び負担金は、1億1,095万4,000円を計上いたしておりますが、主なものは、第10項負担金の保育所負担金であります。

第50款使用料及び手数料は、第5項使用料7,188万4,000円と第10項手数料3,432万6,000円の合計1億621万円を計上いたしております。

第55款国庫支出金は、4億3,550万6,000円を計上しております。内訳は、国庫負担金が1億6,274万9,000円、国庫補助金が2億6,854万2,000円、委託金が421万5,000円であります。

第60款県支出金は、6億2,538万3,000円を計上いたしております。内訳は、県負担金が2億4,421万円、県補助金が3億7,381万3,000円、委託金が736万円であります。

第65款財産収入は、1,401万5,000円を計上しておりますが、主なものは、財産運用収入の土地建物貸付収入と利子及び配当金であります。

第70款寄付金は、消防費寄附金、教育費寄附金あわせて608万6,000円を計上いたしております。

第75款繰入金は、2億2,619万1,000円を計上いたしております。

第10項基金繰入金では、収支不足の財源調整のため減債基金繰入金1億円、地域福祉基金繰入金1億円を繰入れすることといたしております。

第80款繰越金では、繰越額を1億1,000万円と推計し計上しております。

第85款諸収入は、2億1,771万5,000円を計上いたしております。主なものは、貸付金元利収入1億3,933万8,000円、雑入が7,617万2,000円であります。

第90款町債は、10億1,420万円を計上いたしております。このうち、総務債の臨時財政対策債は、19年度実績に国から示された6.3%減の見込みで試算し3億4,120万円を計上いたしております。

次に歳出について……。

○議長（鹿島 功君） 町長、ここで。歳入、時間が、午後の方にちょうどきりでございますので、ここで暫時休憩したいと思います。再開は13時ちょうどにしたいと思います。

午前11時57分 休憩

午後1時 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。引き続き提案説明をお願いします。町長。

○町長（山口隆之君） それでは休憩前に引き続きまして、平成20年度大山町一般会計予算の歳出からご説明を申し上げます。

第5款議会費は、1億1,292万7,000円を計上いたしております。

第10款総務費は、16億1,861万7,000円を計上いたしております。

主なものとしては、第5項総務管理費の一般管理費で、合併振興基金積立金2億4,267万1,000円、企画費で、観光交流拠点整備事業1億5,000万円、情報通信事業特別会計繰出金3億668万2,000円を計上いたしております。

第15款民生費は、21億5,187万9,000円を計上いたしております。

主なものは、第5項社会福祉費の社会福祉総務費で、特別医療費1億2,172万4,000円、子育て支援医療費831万9,000円、国保事業特別会計繰出金1億7,624万7,000円、老人福祉費で「後期高齢者医療費療養給付費負担金」1億7,401万8,000円、後期高齢者医療及び介護保険特別会計繰出金合わせて3億4,602万2,000円、障害者福祉費で、扶助費1億9,937万2,000円、第10項児童福祉費では、児童措置費の扶助費において児童手当1億2,673万5,000円、保育所費は総額5億2,151万2,000円であります。

第20款衛生費は、6億7,488万6,000円を計上いたしております。主なものとしましては、第10項清掃費の塵芥処理費で、廃棄物収集業務ほか委託料1億5,715万5,000円、西部広域行政管理組合負担金1億6,690万2,000円、し尿処理費の合併処理浄化槽設置補助金926万8,000円などであります。

第30款農林水産業費は、12億4,716万1,000円を計上いたしております。主なものとしましては、第5項農業費の農業振興費で中山間地域直接支払推進事業交付金9,452万3,000円、農地費で新農業水利システム保全対策工事費1,662万6,000円、大淀地区、中山地区及び名和地区県営畑地総合開発事業負担金あわせて1億1,812万5,000円、農業集落排水事業特別会計繰出金3億9,084万円、地籍調査事業費で、地籍測量委託料2,070万6,000円であります。第15項水産業費の漁港建設費で御崎漁港及び御来屋漁港整備費合わせて1億8,058万7,000円を計上いたしております。

第35款商工費は、2億710万9,000円を計上いたしておりますが、主なものは、第5項商工費の商工振興費で中小企業小口融資・設備資金貸付金であります。

第40款土木費は、7億746万4,000円を計上いたしております。主なものは、第10項道路橋梁費の道路新設改良費の町道山村文珠領線、種原大野線、上坪名和神社線、所子中高線、荘田長田線及び住吉塩津線の道路改良工事費など総額2億1,166万5,000円、第25項住宅費の住宅管理費で町営住宅修繕工事2,000万円、第30項下水道費で公共下水道事業特別会計繰出金3億2,872万円あります。

第45款消防費は、3億2,308万8,000円を計上いたしております。主なものは、第5項消防費の常備消防費で西部広域行政管理組合負担金2億6,349万9,000円、消防施設費で防火水槽設置工事525万円、大山寺消防車庫改築事業907万6,000円、防災対策費で耐震改修促進事業462万円などであ

ります。

第50款教育費は、9億2,060万4,000円を計上いたしております。その主なものは、第15項中学校費の施設整備費で、名和中学校耐震補強及び大規模改修費及び大山中学校耐震補強工事費あわせて1億4,422万円、第20項社会教育費の文化財費で、新規に県指定文化財修理補助金の計上、第25項保健体育費の体育施設費で大山総合体育館修繕工事費を計上しております。第60款災害復旧費は、620万円を計上しておりますが、これは農林水産施設災害復旧費で、昨年9月の局地豪雨災害による単独災害復旧事業費を計上したものであります。

第65款公債費は、15億9,428万9,000円を計上しております。主なものは、第5項公債費の元金償還金13億8,177万1,000円、償還金利子2億1,251万1,000円であります。

第90款予備費は、1,577万6,000円を計上し、不測の事態に備えることにいたしております。給与費につきましては、事項別明細書の185ページ、186ページになりますが、特別職が1億7,482万2,000円、一般職が給料、職員手当、共済費を合わせまして15億8,484万円計上いたしております。

以上で、議案30号の提案理由の説明を終わりますが、お手元に配付しております予算の概要についてもご覧いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第31号 平成20年度大山町土地取得特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

第1条において、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,804万円と定めております。

歳入についてご説明いたします。第5款財産収入では、第5項財産運用収入で土地開発基金利子83万8,000円を、第10款繰入金では、第10項基金繰入金で土地開発基金からの繰入金1億7,720万円、第15款繰越金では、第5項繰越金で繰越金1,000円、第20款諸収入では、第5項町預金利子で1,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に歳出について、ご説明いたします。

第5款事業費では、土地開発事業費8,120万円、第10款諸支出金では、第5項公有財産取得費で9,684万円を計上いたしております。

平成20年度、本会計において所子工業団地の用地取得及び団地造成経費を予算化したところであります。以上で議案第31号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案32号 平成20年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

第1条において、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,077万円と定め

ております。

まず、歳入の主なものは、第5款県支出金305万2,000円、第20款諸収入第10項で貸付金元利収入2,746万8,000円であります。

次に歳出について、説明いたします。

第5款総務費、第5項総務管理費98万5,000円は、弁護士費用等の償還事務費、第10款公債費2,978万5,000円は、起債の元利償還金であります。以上で議案第32号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第33号 大山町開拓専用水道特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町が管理する開拓専用水道の維持管理に要する経費を計上しております。第1条では、平成20年度大山町開拓専用水道の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,326万7,000円と定めております。

内容について歳入から説明をいたします。

第5款管理収入の1,169万6,000円は、水道給水料を計上いたしております。

第10款使用料及び手数料の1,000円は、工事検査手数料を見込んでいます。

第15款寄付金の20万円は、開拓水道加入負担金であります。

第20款繰越金の125万円は、前年度の繰越金を見込んでおります。

第25款諸収入の12万円は、預金利子や開拓水道施設管理組合負担金を見込んでおります。

次に歳出について説明をいたします。

第5款総務費の1,296万7,000円は、施設管理に要する経費や開拓地区水道管更新工事費等を計上いたしております。

第90款予備費の30万円は、不測の事態に備えるものであります。以上で議案第33号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第34号 平成20年度大山町地域休養施設特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町地域休養施設の管理運営等を行うための特別会計の予算について、議決をお願いするものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金1,059万4,000円であります。

一方歳出として、指定管理者である御来屋賑港株式会社に支払う指定管理委託料980万円、施設修繕料50万円、施設保険料27万7,000円、公課費2万円であります。以上で議案第34号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第35号 平成20年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

本案は、高齢者の居室や障害者の住宅を整備するため、資金の一部を貸し付けていた事業の予算であります。昭和60年度で事業は終了しており、起債の償還も平成7年度で終了しております。現在は、貸付金の未償還金を徴収するのみの会計となっております。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ7万3,000円であります。

歳入については、貸付元利収入等7万3,000円、また歳出については、一般会計繰出金7万3,000円であります。以上で議案第35号の提案理由説明を終わります。

次に議案第36号 平成20年度大山町簡易水道事業特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町が管理する簡易水道の維持管理に要する経費を計上いたしております。

第1条は、平成20年度大山町簡易水道事業の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ750万7,000円と定めております。

内容について歳入からご説明いたします。

第10款使用料及び手数料の394万円は、水道使用料を見込んでおります。

第20款繰入金の356万4,000円は、一般会計繰入金を見込んでおります。

第25款繰越金、第30款諸収入の預金利子と雑入にそれぞれ1,000円を計上いたしております。

次に歳出について説明いたします。

第5款総務費の444万6,000円は、施設の維持管理に要する経費を計上いたしております。

第15款公債費の301万円は、起債の元利償還金であります。

第90款予備費の5万1,000円は不測の事態に備えるものであります。以上で議案第36号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第37号 平成20年度大山町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億796万9,000円といたしました。この予算額は、前年度に比べて1億2,402万1,000円の増で、率にして5.20%の伸びであります。

歳入から款追って説明いたします。

第5款国民健康保険税5億5,186万8,000円は、一般被保険者分と退職者被保険者分の保険税を計上いたしております。収納率は、一般被保険者、退職被保険者共に94%を見込みました。税率税額につきましては、5月の本算定時に決定したいと考えております。

第10款使用料及び手数料16万円は、督促手数料であります。第15款国庫支出金8億3,391万3,000円は、一般被保険者分の療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、財政調整交付金であります。

第20款前期高齢者交付金4億381万3,000円は、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

第25款療養費給付費等交付金1億1,247万1,000円は、退職被保険者に係る交付金であります。

第30款県支出金1億5,343万4,000円は、高額医療費共同事業県負担金、特定健康診査等県負担金及び財政調整交付金であります。

第35款共同事業交付金2億6,455万1,000円は、鳥取県国保連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業からの交付金であります。

第40款財産収入23万4,000円は、基金積立金の預金利息であります。

第50款繰入金1億7,624万7,000円は、保険基盤安定繰入金と職員人件費分、出産育児一時金繰入金及び財政安定化支援事業繰入金を一般会計から繰入れするものであります。

第55款繰越金1,000万円は、前年度の繰越金を見込んで計上いたしております。

第60款諸収入127万7,000円は、保険税滞納処分費、交通事故等による賠償金が主なものであります。

次に歳出について説明をいたします。

第5款総務費4,835万6,000円は、職員4人分の給与費等とレセプト点検員の賃金、各種電算委託料、国保連合会負担金及び国保税に係る賦課徴収費が主なものであります。

第10款保険給付費16億9,475万4,000円は、医療費等の実績から推計し、率にして対前年度12.73%増で見込んでおります。

第15款後期高齢者支援金等2億3,103万4,000円は、平成20年4月から開始される後期高齢者医療制度の支援金であります。

第20款前期高齢者納付金等7万7,000円は、前期高齢者関係事務費として社会保険診療報酬支払基金に拠出するものであります。

第25款老人保健拠出金6,210万4,000円は、老人医療費の町負担分を社会保険診療報酬支払基金に拠出するものであります。

第30款介護納付金1億952万円は、介護保険2号被保険者に係る納付金であります。

第35款共同事業拠出金3億1,901万円は、高額医療費共同事業・保険財政共同安定化事業に対する国保連合会への拠出金であります。

第40款保健事業費2,493万1,000円は、特定健康診査等事業、国保優良家庭表彰事業、人間ドック検診委託料等に係る経費が主なものであります。

第45款基金積立金234万円は、基金積立から生じる利子を積み立てるものであります。

第50款公債費1,000円は、一時借入れをした際の利子として計上いたしております。

第55款諸支出金176万5,000円は、保険税の還付金が主なものであります。

第90款予備費1,618万3,000円を計上し、不測の事態に備えるものであります。以上で議案第37号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第38号 平成20年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

本会計は、名和診療所・大山口診療所・大山ロリハビリセンター・大山診療所の4診療所を適正に経営処理するものであります。

本年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億9,728万6,000円であります。

歳入からご説明をいたします。

第5款 診療収入4億6,620万5,000円は、本年度の入院収入並びに外来収入の見込み額であります。

第10款 サービス収入356万4,000円は、大山ロリハビリセンターの介護保険適用の訪問リハビリ収入であります。

第15款 使用料及び手数料1,992万円は、文書料、健康診断料、予防接種手数料の収入であります。

第20款 財産収入は、科目存置として4,000円計上しております。

第30款 繰入金1,525万1,000円は、名和診療所・大山ロリハビリセンター・大山診療所に係る借入金償還金の一部を一般会計から繰り入れするものであります。

第35款 繰越金1,561万8,000円は、前年度からの繰越金を見込んで計上しております。

第40款 諸収入672万4,000円は、大山診療所の入院に係る個室使用料が主なものであります。

第45款 町債7,000万円は、大山ロリハビリセンター増改築事業に係る病院事業債であります。

次に歳出についてご説明をいたします。

第5款 総務費3億859万円は、職員・嘱託職員の給与並びに臨時職員賃金など

の person 費、報償費では派遣医師の謝礼金、旅費では学会等研修旅費、需用費では光熱水費及び施設修繕料、委託料では医療事務委託料及び大山ロリハビリセンター増改築工事設計監理委託料、使用料及び賃借料ではコンピュータ等のリース料が主なものであります。また、工事請負費では大山ロリハビリセンター増改築工事として 6,400 万円を計上いたしております。

第 10 款 医業費 2 億 4,299 万 7,000 円は、需用費では医薬品等の医薬材料代 2 億 2,440 万円が主なものであります。委託料では血液検査等の臨床検査委託料が主なものであります。使用料及び賃借料では医療機器のリース料が主なものであります。

第 15 款 公債費 3,050 万 6,000 円は、名和診療所・大山口診療所・大山診療所に係る起債元金償還金及び起債償還金利子であります。

第 20 款 予備費 1,519 万 3,000 円は、不測の事態に備えて計上しております。以上で議案第 38 号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 39 号 平成 20 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算提案理由のご説明をいたします。本会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 65 万 8,000 円と決めました。

歳入から款を追ってご説明をいたします。

第 5 款 保険料 1 億 2,852 万 8,000 円は、被保険者に係る後期高齢者医療保険料であります。

第 20 款 繰入金 7,212 万 6,000 円は、保険基盤安定繰入金と事務費を一般会計から繰入れするものであります。

次に歳出について説明をいたします。

第 5 款 総務費 1 億 27 万 2,000 円は、保険料の徴収に係るシステム保守委託料と通信運搬費が主なものであります。

第 10 款 後期高齢者医療納付金 1 億 9,938 万 6,000 円は、広域連合への保険料等負担金と事務費負担金であります。

以上で議案第 39 号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第 40 号 平成 20 年度大山町老人保健特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 8,389 万 3,000 円と定め、前年度に比べ 2 億 46 万 3,000 円の減となりました。

これは老人保健制度が平成 19 年度で廃止されることに伴い、老人保健特別会計としては 3 月分までの医療費の支払いとなるためであります。なお、この医療費については 2 年間の時効期間があるために、平成 21 年度まで、特別会計を存続する必要がございます。

歳入から款を追って説明をいたします。

第5款支払基金交付金9,416万2,000円は、診療報酬支払基金から負担割合に応じた医療費交付金と審査支払手数料交付金であります。

第10款国庫支出金5,981万8,000円は、医療費に対する国庫負担分であります。

第15款県支出金1,495万5,000円は、医療費に対する県負担分であります。

第20款繰入金1,495万4,000円は、医療費に対する町負担分を一般会計から繰入するものであります。

次に歳出についてご説明をいたします。

第5款医療諸費1億8,388万8,000円は、医療機関等に支払う医療費、老人高額医療費、審査支払手数料であります。

第10款諸支出金4,000円は、過年度の医療費に係る償還金及び一般会計繰出金を科目存置するものであります。以上で議案第40号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案41号 平成20年度大山町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本会計の予算総額を、実績から推計し歳入歳出それぞれ17億3,539万7,000円といたしました。

歳入から款を追って主なものについて説明いたします。

第5款保険料2億8,085万1,000円は、65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料であります。

第15款国庫支出金4億2,404万3,000円は、介護給付費に対する国の負担分2億8,010万6,000円、介護保険の財政不均衡を是正するために交付される調整交付金1億2,908万2,000円、介護予防事業等への地域支援事業交付金1,485万5,000円であります。

第20款支払基金交付金5億602万1,000円は、介護給付交付金と地域支援事業支援交付金として第2号被保険者の負担分が交付されるものであります。

第25款県支出金2億5,171万8,000円は、介護給付費に対する県負担分並びに地域支援事業交付金であります。

第30款繰入金2億7,188万1,000円は、介護給付費、地域支援事業費に対する町の負担分及び職員給与費、事務費を一般会計から繰入れするものであります。

第35款繰越金を科目存置として1,000円計上いたしております。

第40款諸収入850万円は、地域支援事業に係る利用者負担金であります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費3,453万2,000円は、一般管理費では職員3名分の給与費、及び介護保険システム保守委託料であります。また連合会負担金では、主治医意見書作成委託料が主なものであります。認定審査会負担金、認定等調査費では、介護認定審査会負担金、介護認定訪問調査委託料であります。

第10款保険給付費16億1,353万1,000円は、介護サービス等諸費では、6種類のサービスに対しての給付費、特定入所者介護サービス費では、低所得者に対する軽減分の給付費、その他の諸費では、審査支払手数料、高額介護サービス費では自己負担の上限額を超えた部分の給付費、また介護予防サービスでは、5種類のサービスに対しての給付費を実績から推計し計上いたしております。

第15款地域支援事業費6,797万9,000円は、特定及び一般高齢者の介護予防事業に係る経費等、及び包括支援センター運営費として、4名の職員給与費、嘱託職員、医師賃金等を計上いたしております。

第20款財政安定化基金拠出金152万8,000円は、国・県・町が3分の1ずつ負担する基金への拠出金であります。

第25款公債費1,132万7,000円は、鳥取県介護保険財政安定化基金への償還金であります。

第30款諸支出金150万円は、1号被保険者の還付金及び還付加算金であります。

第90款予備費500万円は、不測の事態に備えるものであります。以上で議案第41号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第42号 平成20年度大山町介護保険事業特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

本会計は、大山診療所が介護療養型医療施設並びに在宅介護サービス事業者として業務を実施しており、その会計を適正に経理処理するものであります。

本年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,064万2,000円あります。歳入から説明をいたします。

第5款サービス収入2,766万2,000円は、各種介護サービス費収入と利用者自己負担金の収入が主なものであります。

第10款使用料及び手数料では、文書料及び証明手数料3,000円を計上しております。

第15款繰入金201万5,000円は、大山診療所の介護病棟に係る借入金償還金の一部を一般会計から繰入れするものであります。

第20款繰越金は、科目存置で1,000円を計上いたしております。

第25款諸収入96万円は、大山診療所の介護療養型医療施設に係る居住費の収

入が主なものであります。

次に歳出について説明をいたします。第5款総務費13万円は、施設管理費に係る旅費、需用費が、主なものであります。

第10款サービス事業費2,563万7,000円は、職員・嘱託職員の人件費及び各種介護サービス事業に必要な需用費等であります。

第15款公債費403万2,000円は、介護療養型医療施設に係る起債元金償還金並びに起債償還金利子であります。

第20款予備費84万3,000円は、不測の事態に備えて計上しております。

以上で議案第42号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第43号 平成20年度大山町農業集落排水事業特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町が管理する17箇所の農業集落排水処理施設の維持管理に要する経費を計上しています。

第1条では、平成20年度大山町農業集落排水事業の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,843万7,000円と定めております。

第2条では、地方債について借入限度額を7,320万円と定めています。

第3条では、予算の流用について定めています。

内容について歳入から説明いたします。

第5款分担金及び負担金の63万8,000円は、名和处理区、光徳処理区の手当金の過年度分を計上いたしております。

第10款使用料及び手数料の1億375万7,000円は、下水道使用料収入を見込んでおります。

第25款繰入金の3億9,084万円は、一般会計繰入金を見込んでいます。

第30款繰越金、第35款諸収入にそれぞれ1,000円計上し、科目存置をいたしております。

第40款町債の7,320万円は、低利率の起債へ借り換えするものであります。

次に歳出についてご説明します。

第5款事業費の1億2,189万1,000円は17箇所書の施設の維持管理費、コンポスト施設の維持管理負担金等が主なものであります。

第10款公債費の4億4,594万6,000円は、起債の元利償還金であります。

第15款諸支出金の10万円は、農業集落排水使用料の還付金を計上いたしております。

第90款予備費の50万円は、不測の事態に備えるものであります。以上で議案第43号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第44号 平成20年度大山町公共下水道事業特別会計予算について

提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町が管理する4箇所の公共下水道処理施設の維持管理に要する経費を計上いたしております。

第1条では、平成20年度大山町公共下水道事業の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,245万6,000円と定めています。

第2条では、地方債について借入限度額を5,880万円と定めております。

第3条では、予算の流用について定めています。内容について歳入から説明をいたします。

第5款分担金及び負担金の2,403万円は、名和处理区、大山処理区の手当金収入を見込んでおります。

第10款使用料及び手数料の9,850万1,000円は、下水道使用料収入を見込んでおります。

第20款繰入金の3億2,872万円は、一般会計繰入金を見込んでいます。

第25款繰越金に1,000円計上し、科目存置いたしております。

第30款諸収入の240万4,000円は下水道施設移転補償費が主なものであります。

第35款町債の5,880万円は、借換債と資本平準化債を見込んでいます。

次に歳出についてご説明します。

第5款事業費の1億2,060万5,000円は4箇所の施設の維持管理費、コンポスト施設の維持管理負担金等が主なものであります。

第10款公債費の3億9,125万1,000円は、起債の元利償還金であります。

第15款諸支出金の10万円は、下水道使用料の還付金を計上いたしております。

第90款予備費の50万円は、不測の事態に備えるものであります。以上で議案第44号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第45号 平成20年度大山町風力発電事業特別会計予算について提案理由のご説明をいたします。

本案は、風力発電所施設の運転管理、施設管理に要する経費を計上いたしております。本年度の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,432万6,000円と定めております。

歳入から説明いたします。

第5款県支出金の161万7,000円は、公債費の利子県補助金であります。

第10款で繰越金を560万円、第15款諸収入で売電収入を2,708万8,000円見込んでおります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費は1,475万9,000円で、主なものは、発電所の保守点検

に係る電気主任技術者賃金 1 1 7 万円、保守点検業務委託料 4 2 0 万 4, 0 0 0 円、基金積立金 5 8 3 万円、売電事業収入に係る消費税 1 0 0 万円であります。

第 1 0 款公債費は 1, 8 5 9 万 3, 0 0 0 円で、町債の元金償還金 1, 5 3 5 万 7, 0 0 0 円と償還金利子 3 2 3 万 6, 0 0 0 円であります。

第 1 5 款予備費は、不測の事態に対処するための財源として 9 7 万 4, 0 0 0 円を計上いたしております。

以上で、議案第 4 5 号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第 4 6 号 平成 2 0 年度大山町温泉事業特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

本案は、なかやま温泉にかかる、温泉の販売、温泉館の管理運営等を行うための特別会計の予算について、議決を求めるものであります。なかやま温泉については、指定管理者を導入、運営しており、予算の総額は歳入歳出それぞれ 4 6 1 万円計上しております。

歳入の主なものは、温泉使用料 3 1 2 万 1, 0 0 0 円、一般会計繰入金 1 4 5 万 5, 0 0 0 円であります。

温泉入浴料につきましては、すべて指定管理者の収入となります。

一方歳出であります。指定管理者である皆生温泉土地株式会社に支払う指定管理料 3 5 0 万円、消費税 2 0 万円、施設修繕料 8 0 万円が主なものであります。

なお、指定管理の期間を平成 1 9 年から平成 2 1 年度までの 3 年間としており、債務負担行為の限度額も設定させていただいております。以上で議案第 4 6 号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第 4 7 号 平成 2 0 年度大山町宅地造成事業特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本案は、平成 2 0 年度に行う土地の売り払いと、分譲地の管理費、販売促進費、売却による借入金の返済、予備費を主に計上した予算であります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6, 9 9 2 万 1, 0 0 0 円と定めております。

歳入からご説明いたします。

第 5 款財産収入 3, 6 2 8 万 9, 0 0 0 円は分譲地の土地売り払いによる財産収入であります。

第 1 5 款繰越金 3, 3 6 3 万 1, 0 0 0 円は前年度繰越金であります。

次に歳出についてご説明します。

第 5 款宅地造成事業費の 2 2 2 万円の主なものは、購入者紹介謝礼、販売促進にかかる費用、分譲地の維持管理委託料を計上しております。

第 1 0 款公債費 5, 9 7 0 万 1, 0 0 0 円は起債の元利償還金であります。

第20款予備費800万円を計上し、不測の事態に備えるものであります。以上で議案第47号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第48号 平成20年度大山町情報通信事業特別会計予算について提案理由のご説明をいたします。

本案は、情報通信設備を中海テレビ放送に貸付けて放送通信サービスを提供する事業に関し、貸付収入や、施設の維持管理、借入金の返済等を主に計上した予算であります。

平成20年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,129万4,000円と定めております。

歳入からご説明をいたします。

第5款分担金及び負担金30万円は、新規引き込み工事の負担金を見込んでおります。

第10款使用料は、自営柱共架料1,000円を計上いたしております。

第15款財産収入は、情報通信設備の貸付料で、4,420万8,000円を計上いたしております。

第20款繰入金は、人件費分及び公債費相当分そして事業経費を一般会計から繰入るもので、3億668万2,000円を計上いたしております。

第25款繰越金は、1,000円を計上いたしております。

第30款諸収入は、主に電柱移転の工事補償金等で10万2,000円を計上いたしております。

次に歳出について説明をいたします。

第5款総務費1億298万3,000円の主なものは、職員の人件費754万4,000円、施設保守委託料5,736万6,000円、共架電柱使用料1,094万6,000円、ライセンス使用料933万5,000円、電柱支障移転に係る工事費と工事負担金あわせて922万5,000円であり、施設の維持管理に必要な経費であります。

第10款公債費2億4,821万1,000円は、情報通信施設整備に係る町債の元金償還金2億1,434万2,000円と償還金利子3,386万9,000円であります。

第15款予備費は、不測の事態に対処するための財源として10万円を計上いたしております。以上で議案第48号の提案理由の説明を終わります。

議案第49号 平成20年度大山町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

主な事業といたしましては、種原簡易水道統合整備事業による配水管の拡張工事であります。

はじめに、予算第2条の業務の予定量であります。給水戸数では5,630戸、年間総給水量で183万立方メートル、一日平均給水量では5,014立方メートルを予定いたしております。

次に、予算第3条の収益的収入及び支出をご説明いたします。

第1款水道事業収益の第1項営業収益でございますが、給水収益の水道使用料と他会計からの負担金などで2億3,165万8,000円、第2項営業外収益では一般会計より企業債の利息の補助などで918万6,000円を計上し水道事業収益の合計を2億4,084万4,000円といたしております。

つぎに第1款水道事業費用の第1項営業費用でございますが、修繕費、人件費、減価償却費などで1億8,292万3,000円、第2項営業外費用では支払利息及び企業債取扱諸費などで6,506万1,000円などを計上し水道事業費用の合計を2億4,839万4,000円としております。

つづいて、予算第4条資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入では、企業債の借入、他会計からの補助金などで9,119万6,000円、支出では建設改良による工事費、企業債の償還金などで1億7,192万5,000円を計上しております。

以上で、議案第49号の提案理由の説明を終わります。

議案第50号 平成20年度大山町索道事業会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本案は、大山中の原スキーリフト並びに中の原スキーセンターを中心とした索道事業についての当初予算につきまして、議決を求めるものであります。

業務の予定量は、前年計画と同規模の、スキーリフト輸送延べ人員で113万4,000人、中の原スキーセンター利用人員5万人を見込んでおります。

これにより、収益的収入の予算額を前年と同額の2億2,210万円とし、その内訳としましては、リフト運営による索道事業収益1億7,170万円、食堂等附帯事業収益5,040万円としております。

一方、収益的支出につきましては、予算額を2億1,126万9,000円とし、その内訳は、リフト運営による索道事業費用1億5,557万6,000円、食堂等附帯事業費用5,569万3,000円でございます。

資本的収入及び支出につきましては、計上いたしておりません。

以上により収入支出の差し引き1,083万1,000円の純利益を見込んでおります。

なお、20年度末の繰越欠損金は、5億9,631万5,000円となることを見込んでおりますので申し添えます。

平成19年度シーズンは年末ギリギリまで雪が降らず、スキー場経営は非常に厳

しい状況が続いております。

中の原スキー場だけでなく、大山スキー場全体として、更なる経費節減、サービス向上による入場者増加策の推進等につとめ、収益の向上を図って参りたいと考えております。以上で議案第50号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第51号 平成19年度大山町一般会計補正予算（第10号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、町税の収入額の調整、譲与税・交付金等の額の調整・事業計画の変更及び決算見込みによる額の調整、特別会計繰入金・繰出金の額の決定等に伴い、歳入歳出予算の過不足を調整する必要があること、及び不測の事態により翌年度に繰越して使用します事業の決定、地方債の変更等の事由により提案するものであります。

第1条で、この補正予算（第10号）は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億3,454万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億3,057万7,000円としております。

次に、第1表を歳入から各款をおってご説明申し上げます。

第5款町税は、1,492万4,000円の減額であります。

これは、第5項町民税2,608万5,000円の減額、第10項固定資産税1,469万3,000円の増額、第15項軽自動車税66万8,000円の増額、第20項市町村たばこ税420万円の減額を調整したものであります。

第10款地方譲与税では、37万3,000円の減額であります。これは、第10項自動車重量譲与税27万4,000円、第15項地方道路譲与税9万9,000円のそれぞれ減額で、譲与見込みによるものであります。

第15款利子割交付金122万9,000円の減額、第16款配当割交付金167万3,000円の増額、第17款株式等譲渡所得割交付金133万5,000円の減額、第18款地方消費税交付金91万1,000円の減額、第20款ゴルフ場利用税交付金58万円の増額、及び第25款自動車取得税交付金502万6,000円の減額は、それぞれ県からの最終交付見込みによる増減であります。

第45分担金及び負担金は、218万9,000円の減額であります。これは、第5項分担金で新農業水利システムセミハード事業分担金7万2,000円の減額、第10項負担金で保育所費負担金211万7,000円の減額であります。

第50款使用料及び手数料では753万2,000円の増額であります。主なものは、第10項手数料でごみ処理手数料809万8,000円の増額であります。

第55款国庫支出金は、108万7,000円の増額であります。主なものは、第5項国庫負担金で保険基盤安定負担金96万3,000円の増、障害者自立支援法負担金270万円の減、児童措置費国庫負担金313万6,000円の減、保育

所費国庫負担金133万3,000円の増、第10項国庫補助金でアスベスト緊急撤去支援事業補助金679万7,000円の減、高齢者医療制度円滑導入事業補助金160万6,000円の増、次世代育成支援対策交付金157万2,000円の増、建設機械整備費補助金494万9,000円の減、地方道路整備臨時交付金275万円の減、住宅・建築物耐震改修等事業補助金125万8,000円の減、学校校舎施設補助金278万9,000円の増、小中あわせた安全・安心な学校づくり交付金1,614万円の増であります。

第60款県支出金では、2,914万1,000円の減額であります。主な増減額は、第5項県負担金で、障害者自立支援法負担金135万円の減、児童措置費県負担金181万3,000円の減、第10項県補助金で、アスベスト緊急撤去支援事業補助金市町村509万9,000円の減、広域バス路線維持費補助金305万7,000円の減、新交通体系促進補助金391万2,000円の増、市町村交付金264万9,000円の減、合併支援交付金476万円の減、隣保館運営費補助金491万4,000円の増、放課後児童クラブ補助金110万2,000円の減、中山間地域等直接支払推進事業補助金906万8,000円の減、林業振興関係補助金630万4,000円の減などあります。

第65款財産収入403万4,000円の増額は、第5項財産運用収入の各種基金から生じた利子分であります。

第75款繰入金1億3,500万円の減額は、第10項基金繰入金で、減債基金繰入金2,000万円、公共施設整備基金繰入金5,000万円、公共下水道事業推進基金繰入金3,500万円及び集落排水事業推進基金繰入金3,000万円のそれぞれ減額であります。

第80款繰越金は267万1,000円の増額であります。

第85款諸収入では、1,679万3,000円の減額であります。主なものは、第15項貸付金元利収入で中小企業小口融資及び設備資金貸付金元利収入合わせて955万9,000円の減額、第25項雑入で雇用保険料掛金453万4,000円の減、中山町誌販売代金185万円の減などあります。

第90款町債は、4,520万円の減額であります。主なものは、土木債でロータリー除雪機購入事業240万円の減、臨時地方道整備事業の一般分・特別分合わせて2,780万円の増、教育債の義務教育施設整備事業6,030万円の減、災害復旧事業債で農地農林施設災害復旧事業930万円の減などあります。

次に歳出についてご説明を申し上げますが、それぞれの事業の決算見込みにより事業費の額の増減を行っております。

それでは、各款をおってご説明いたします。

第5款議会費は、105万円の減額であります。

第10款総務費では、8,850万6,000円の増額であります。主なものは、第5項総務管理費の一般管理費で、アスベスト撤去事業補助金1,359万3,000円減、財政調整基金積立金1億3,484万9,000円の追加、合併支援事業基金積立金357万7,000円の減、企画費で情報通信事業特別会計繰出金1,385万1,000円の減、公共交通対策費で地方バス路線維持対策補助金153万円の追加などであります。

第15款民生費は、5,681万8,000円の減額であります。主なものは、第5項社会福祉費の社会福祉総務費で、国民健康保険特別会計繰出金237万1,000円の減、老人福祉費で、軽度生活援助事業委託料110万円の減、後期高齢医療システム改修委託料160万7,000円の追加、老人施設入所委託料550万円の減、後期高齢者医療広域連合共通経費負担金862万6,000円の減、社会福祉法人利用者負担軽減措置補助金114万4,000円の減、高齢者居住環境整備事業補助金280万円の減、介護保険特別会計繰出金868万1,000円の減、同和対策費で住宅新築資金等貸付事業特別会計繰出金770万円の追加、障害者福祉費で、精神障害者ホームヘルパー派遣事業補助金191万円の減、扶助費665万円の減、第10項児童福祉費の児童福祉総務費で放課後児童クラブ嘱託職員賃金202万3,000円の減、児童措置費で児童手当749万5,000円の減、保育所費は総額1,358万8,000円の減などであります。

第20款衛生費5,692万6,000円の減額であります。主なものは、第5項保健衛生費の予防費で各種検診等委託料987万2,000円の減、老人保健特別会計繰出金542万8,000円の減、第10項清掃費の塵芥処理費では、需用費、委託料、工事請負費など合わせて2,785万7,000円の減額、し尿処理費で、西部広域行政管理組合負担金333万3,000円の減額、第15項上水道費では水道会計負担金66万5,000円の減などあります。

第30款農林水産業費では、7,975万1,000円の減額であります。主なものは、第5項農業費の農業振興費で、農地・水・環境保全向上活動支援事業負担金1,159万6,000円の減、中山間地域等直接支払推進事業交付金1,210万2,000円の減、チャレンジプラン支援事業費補助金102万9,000円の減、就農基盤整備補助金122万2,000円の減、規模拡大農業者支援事業補助金167万7,000円の減、畜産業費で肉用牛放牧経営体育成事業補助金113万円の減、農地費で大淀地区畑地帯総合整備事業負担金784万3,000円の減、単町農林業施設整備事業補助金120万円の減、農業集落排水事業特別会計繰出金1,673万3,000円の減、農業施設運営費は108万円の減額、地籍調査事業費では委託料など総額966万9,000円の減、第10項林業費の林業振興費で森林病虫害伐倒駆除等委託料472万7,000円減、森林交付金552万

1, 000円の減、第15項水産業費の漁港建設費で御来屋漁港整備事業157万6, 000円の追加などがあります。

第35款商工費では、1, 200万1, 000円の減額であります。主なものは、第5項商工費の商工振興費で、中小企業小口融資及び設備資金貸付金合わせて955万9, 000円の減であります。

第40款土木費は、973万4, 000円の減額であります。主なものは、第10項道路橋梁費の道路維持費で需用費180万円の追加、除雪作業委託料787万2, 000円の追加、町道維持補修工事費210万円の減、ロータリー除雪機購入費742万4, 000円の減、道路新設改良費では、県道整備事業負担金124万5, 000円の追加、第25項住宅費では、建物等修繕料121万5, 000円の追加、緊急作業として「さざんか台団地」のシロアリ駆除手数料211万4, 000円の計上、第30項下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金1, 430万5, 000円の減額をしております。

第45款消防費では、1, 277万1, 000円の減額であります。

主なものは、第5項消防費の常備消防費で、西部広域行政管理組合負担金795万円の減、防災対策費で耐震改修促進計画策定委託料及び住宅等耐震診断・改修補助金合わせて251万6, 000円の減額であります。

第50款教育費では5, 816万1, 000円の減額であります。主なものは、第5項教育総務費の教育研究所費で、中山町誌の印刷製本費138万円の減額、第10項小学校費の学校管理費は総額317万7, 000円の減額、小学校建設費は、中山小学校耐震補強及び大規模改修事業費2, 989万円の減額、第15項中学校費の学校管理費で、名和中学校ランチルーム空調設備工事費158万5, 000円の減、学校建設費では、大山中学校技術棟改築事業費1, 496万2, 000円の減額、第25項保健体育費の保健体育総務費でスポーツ大会出場・指導者講習会派遣補助金43万8, 000円の追加などがあります。

第60款災害復旧費は、2, 363万8, 000円の減額であります。これは、第5項災害復旧費の農林水産施設災害復旧費で昨年9月の局地豪雨により被災いたしました農道・水路等の農業用施設災害復旧工事費等の額の確定による減額と下蚊屋ダム災害復旧事業負担金の減、公共土木施設災害復旧費で町道退休寺樋谷線災害復旧工事費の額の確定による減額であります。

第65款公債費は、1, 220万円の減額であります。これは、第5項公債費の利子で、平成18年度実績による借入れ利率が想定していた借入れ利率を下回ったことによるものであります。

第2条では、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費を、「第2表繰越明許費」に追加しております。

また、第3条では、地方債の変更について「第3表地方債補正」で定めておりますが、合併特例事業をはじめ、表中の起債事業限度額の変更を行っております。以上で、議案51号の提案理由の説明を終わります。

議案第52号 平成19年度大山町土地取得特別会計補正予算（第1号）平成19年度大山町土地取得特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

この補正予算は、土地開発基金利子の増額により行うものであります。第1条において、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ57万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83万8,000円と定めております。

歳入についてご説明いたします。

第5款財産収入では、第5項財産運用収入で、土地開発基金利子57万2,000円を増額いたしております。

次に歳出について、ご説明いたします。

第5款諸支出金では、第5項公有財産取得費で、歳入においてご説明いたしました土地開発基金利子57万2,000円を、土地開発基金に繰出し、基金積立をすめるものであります。以上で議案第52号の提案理由のあん説明を終わります。

議案第53号 平成19年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

本案は、住宅新築資金等貸付金の元利収入の状況により、既定の予算に過不足を生じたので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ330万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を4,004万7,000円とするものであります。

はじめに、歳入の主なものについて説明いたします。

第5款県支出金第5項県補助金32万2,000円の減額は、住宅新築資金等貸付助成事業補助金で、その主なものは償還推進事務に係わるものであります。

第10款繰入金770万円の増額は、一般会計からの繰入金であります。

第20款諸収入、第10項貸付金元利収入436万円の減額は、現年度分によるものであります。

次に、歳出についてご説明をいたします。

第5款総務費、第5項総務管理費35万円の減額は一般管理費で償還推進に係わる報償費などであります。

第10款公債費365万1,000円の増額の主なものは元金償還金によるものであります。以上で、議案第53号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第54号 大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明をいたします。

本案は、汗入地区第4期農免農道工事に伴う水道管の移転工事費の追加が必要になり補正を行うものであります。

規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,445万円とするものであります。

補正内容について歳入からご説明いたします。

第15款寄付金の20万円の増額は、水道加入の為の寄付金であります。

第25款諸収入の10万円の増額は、水道管移転補償費の増額によるものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費の20万円の減額は、工事請負費の増額と維持管理負担金、公課費の減額によるものであります。

第90款予備費で50万円を追加し、財源調整を行っております。以上で議案第54号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第55号 平成19年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額1,434万7,000円に、歳入歳出それぞれ88万円増額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,522万7,000円とするものであります。

補正内容について、歳入からご説明いたします。

第10款繰越金は19万7,000円の増額で、前年度からの繰越金であります。

第15款繰入金68万3,000円は、一般会計からの繰入金であります。

次に歳出についてご説明いたします。

総務費第5項総務管理費第1目一般管理費であります。業務用食器洗浄機の老朽化による更新として138万円の増額、地域振興会補助金は50万円の減額であります。以上で議案第55号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第56号 大山町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について大山町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、納付書の印刷等が必要になり補正をするものであります。規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ707万2,000円とするものであります。

補正内容について歳入から説明いたします。

第10款使用料及び手数料3万8,000円の増額は、水道使用料の増額を見込んでおります。

次に歳出について説明します。

第5款総務費の3万8,000円増額は、納付書の印刷費を見込んでおります。以上で議案第56号の提案理由の説明を終わります。

議案第57号 平成19年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)平成19年度大山町国民健康保険特別会計補正予算第4号について、提案理由を説明いたします。

既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ6,378万6千円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ24億1,414万2,000円とするものであります。

事業勘定の歳入から説明をいたします。

第5款国民健康保険税8,657万円の減は、本算定に伴う保険税額の減と徴収実績見込みによるものであります。

第15款国庫支出金1,506万円の減は、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、財政調整交付金の実績見込みによる減額、及び特別調整交付金、高齢者医療制度円滑導入事業に対しての補助金の増額によるものであります。

第20款療養給付費等交付金2,560万円の減は、退職被保険者に係る療養給付費及び高額療養費の減が主なものであります。

第25款県支出金363万7,000円の減は、高額医療費共同事業負担金、財政調整交付金の減額を実績見込みにより補正しております。

第35款財産収入142万円の増は、積立金利子の増であります。

第45款繰入金2,237万1,000円の減は、一般会計繰入金の出産育児一時金分と国保基金繰入金の減が主なものであります。

第50款繰越金8,803万2,000円の増は、前年度繰越金を増額計上するものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費202万1,000円の増は、職員手当、高齢者医療制度円滑導入事業による委託料が主なものであります。

第10款保険給付費4,516万円の減は、各種保険給付費等を実績見込みにより過不足を調整したものであります。

第15款老人保健拠出金1,365万7,000円の減は、老人保健医療費及び事務費拠出金の実績見込みにより減にするものであります。

第20款介護納付金1,474万円の減は、介護納付金の実績見込みにより減にするものであります。

第25款共同事業拠出金1,828万3,000円の減は、高額医療費及び保険財政共同安定化事業への拠出金の実績見込みにより減にするものであります。

第30款保健事業費65万7,000円の増は、保健事業等の完了による減額及び人間ドック健診委託料の増額が主なものであります。

第35款基金積立金142万円の増は預金利息の増額を基金積立金とするものであります。

第90款予備費2,395万6,000円を増額して歳入歳出の調整を図っております。以上で議案第57号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第58号 平成19年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)について

平成19年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明をいたします。

本案は、嘱託職員・臨時職員の人件費の増額及び介護保険事業特別会計への繰出金を計上するもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を増額して、歳入歳出の総額をそれぞれ5億1,059万円とするものであります。

歳入から説明をいたします。

第30款繰越金500万円の増額であります。

次に歳出について説明をいたします。

第5款総務費630万4,000円の増額は、嘱託職員・臨時職員の社会保険料5万円及び賃金125万4,000円と、介護保険事業特別会計繰出金500万円の計上であります。

第20款予備費130万4,000円の減額であります。以上で議案第58号の提案理由の説明を終わります。

議案第59号 平成19年度大山町老人保健特別会計補正予算(第3号)について提案理由のご説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,232万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億4,174万4,000円とするものであります。

この補正予算の主なものは、今年度中の老人医療費の見込み額に変更が生じたので、歳入歳出予算を調整するものであります。

歳入から説明をいたします。

第5款支払基金交付金3,195万9,000円の減は、医療費等の実績見込みによるものであります。

第10款国庫支出金2,006万3,000円の減は、医療費等の実績見込みによる国庫負担金の減であります。

第15款県支出金501万6,000円の減は、医療費等の実績見込みによる県負担金の減であります。

第20款繰入金542万8,000円の減は、医療費の実績見込みによる町負担分の繰入減であります。

第30款諸収入14万6,000円の増は、老人保健特別会計預金利子であります。

次に、歳出におきまして第5款医療諸費6,232万2,000円の減は、本年度中の医療給付費の実績を見込み減額するものであります。以上で議案第59号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案60号 平成19年度大山町介護保険特別会計補正予算（第4号）

平成19年度大山町介護保険特別会計補正予算第4号について、提案理由の説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,271万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億6,288万円とするものであります。

歳入からご説明いたします。

この補正予算の主なものは、本年度中の保険給付費及び地域支援事業費等の実績見込みにより予算額に過不足が生じるため、補正するものであります。

第5款保険料1,100万円の減は、実績見込による減額であります。

第15款国庫支出金222万6,000円の減は、保険給付費の減額に伴う負担金の減額、介護保険事業の要介護認定モデル事業に対する補助金5万6,000円の増額であります。

第20款支払基金交付金180万円の減は、保険給付費の減額に伴うものであります。

第25款県支出金1万円の減も、保険給付費の減額に伴うものであります。

第30款繰入金868万1,000円の減は、保険給付費の町負担分、職員給与費、事務費及び地域支援事業費の減額に伴うものであります。

第45款町債1,100万円の増は、保険給付費及び地域支援事業費に対して保険料収入が少ないことによる財政不足について、鳥取県介護保険財政安定化基金から貸付を受けるものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費57万4,000円の減は、一般管理費で育児休暇による給与費の減額、要介護認定モデル事業説明会に伴う旅費の増額、実績見込みによる国保連合会負担金の増額及び認定審査会負担金につきましても実績見込みで増額いたしております。

第10款保険給付費579万5,000円の減は、実績見込みにより居宅介護サービス給付費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画給付費を減額をし、施設居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス等費、介護予防サービス給付費、介護予防サービス計画給付費を増額するものであります。

第15款地域支援事業費634万8,000円の減は、介護予防特定高齢者施策事業費及び包括支援センター運営費を減額するものであります。以上で議案第60号の提案理由の説明を終わります。

議案第61号 平成19年度大山町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明をいたします。

本案は、サービス収入の減額及び国民健康保険診療所特別会計からの繰入金を計上するもので、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ210万円を減額して、歳入歳出の総額をそれぞれ2,855万8,000円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

第5款サービス収入710万円の減額であります。

第15款繰入金500万円は、国民健康保険診療所特別会計からの繰入金を計上いたしております。

次に歳出について説明をいたします。

第10款サービス事業費210万円の減額は、大山診療所臨時医師賃金20万円と介護療養型施設に係る需用費190万円の減額であります。以上で議案第61号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第62号 大山町農業集排水事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、起債の借り換えや一般会計繰入金の調整が必要になり補正をするものであります。規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,259万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,003万3,000円とするものであります。

第2条の地方債の補正で農業集落排水高資本費対策借換債の減額をしております。補正内容について歳入から説明いたします。

第10款使用料及び手数料417万9,000円の増額は、使用料収入の増額を見込んでいます。

第25款繰入金1,673万3,000円の減額は、使用料金の増額と消費税の還付金の増額により減額調整しております。

第35款諸収入945万6,000円の増額は、平成13年度から平成18年度までの消費税還付金が主なものであります。

第40款町債2950万円は、農業集落排水事業債の繰上げ返済が出来ないために起債の借入れを減額しております。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款事業費の57万6,000円の減額は、第5項総務管理費の職員手当等の減額第10項農業集落排水事業費の光熱費等の施設管理に要する費用の増減調整す

るものであります。

第10款公債費3,202万2,000円の減額は起債の繰上償還が出来なかったことと償還利子額の減額見込みによるものであります。以上で議案第62号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第63号 大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、起債の借り換えや一般会計繰入金の調整が必要になり補正をするものであります。

規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,435万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,227万3,000円とするものであります。

第2条の地方債の補正で、特定環境保全公共下水道高資本費対策借換債の減額をしております。

補正内容について歳入から説明いたします。

第5款分担金及び負担金840万円の減額は、接続申請見込みの減によるものであります。

第10款使用料及び手数料80万円の増額は、使用料収入の増額を見込んでいます。

第25款繰入金1,430万5,000円の減額は、使用料金、消費税の還付金の増額と単独事業費の支出減により調整しております。

第35款諸収入465万円の増額は、平成13年度から平成18年度までの消費税還付金が主なものであります。

第40款町債1,710万円の減額は、農業集落排水事業債の繰上げ返済が出来なかったために起債の借入れを減額いたしております。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款事業費の1,476万9,000円の減額は、第5項総務管理費の公課費の消費税の減額、第10項公共下水道事業費の浄化センター管理委託料、JRに委託した下水管工事、管路施設工事の減額が主なものであります。

第10款公債費1,955万9,000円は起債の繰上償還が出来なかったことと償還利子額の減額見込みによるものであります。以上で議案第63号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第64号 平成19年度大山町風力発電事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成19年度事業の決算見込みのとりまとめと2月17日の落雷被害による修繕料の増に伴い、歳入歳出予算を調整する必要があるため提案するもので

あります。

この補正予算第2号は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ215万円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,572万7,000円とするものであります。

補正内容について歳入から説明いたします。

第10款繰越金267万8,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものであります。

第15款諸収入の52万8,000円の減額は、風車停止による売電収入470万7,000円の減額と、落雷被害に対する共済金417万9,000円を見込んでおります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費358万6,000円の増額の主なものは、風車修繕料417万9,000円の増額や、施設の電気料金の減額や、保守点検業務の減額などであり、

第15款予備費を143万6,000円減額して財源調整をいたしております。以上で、議案第64号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第65号 平成19年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額8,390万円に歳入歳出それぞれ53万円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,443万円とするものであります。

歳入からご説明いたします。

第20款諸収入53万円の増額は、宅地分譲地「ナスパルタウン」の購入者から「宅地分譲契約」解除の申し出があり、これに伴い売買代金の10分の1を違約金として、支払いを受けるものであります。

次に歳出について説明します。

第5款宅地造成事業費の249万5,000円の増額は、販売ピーアール用の新聞折り込み手数料12万円の減、防災調整池の土砂撤去、未分譲地の修繕など施設維持管理委託料114万円の減、温泉館連絡道整備工事請負費150万円の減額と「ナスパルタウン」購入者から宅地分譲契約解除の申し出があったことにより、宅地を買い戻すため公有財産購入費525万5,000円の増額によるものです。

第20款予備費では、財源の調整のため196万5,000円を減額いたしております。以上で議案第65号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第66号 平成19年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、自主放送設備の停電対策と平成19年度事業の決算見込みのとりまとめにより、歳入歳出予算を調整する必要があるため提案するものであります。

この補正予算第4号は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,170万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億3,104万6,000円とするものであります。

補正内容について歳入からご説明いたします。

第15款財産収入の785万8,000円の減額は加入者数の確定によるものであります。

第20款繰入金の1,385万1,000円の減額は、公債費等の確定によるものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費の186万円の減額の主なものは、自主放送設備の停電対応補修216万3,000円の増額と、入札減や、支障移転工事負担金の減など、402万3,000円の減額によるものであります。

第10款公債費の1,984万9,000円の減額は、償還金利子の確定によるものであります。以上で、議案第66号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第67号 平成19年度大山町水道事業会計補正予算（第5号）についてご説明申しあげます。

本案は、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出を補正するものであります。

まず、第1款水道事業収益の第1項営業収益の114万5,000円の減額であります。開拓専用水道からの維持管理負担金と水道への新規加入金の減によるものであります。

次の、第2項営業外収益の327万2,000円の減額は、企業債の利子の補助の減と消費税の還付によるものであります。

続いて第1款水道事業費用の第1項営業費用の73万5,000円の減額は、水質検査の委託料の減と修繕費の増加によるもので、第3項特別損失の793万9,000円の増額は、不納欠損によるものであります。

続いて資本的収入及び支出であります。第1款資本的収入の第2項負担金の43万9,000円の減額は、水道管移転工事費の補償費の減によるもので、第3項補助金の403万2,000円の減額は、企業債の元金の補助の減によるものであります。

次の、第1款資本的支出の第1項建設改良費の441万円の減額は、水道管移転工事の委託料と工事請負費の減額によるものであります。以上で議案第67号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第68号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例等の整備に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、飯戸簡易水道の大山寺地区上水への統合と前地区簡易水道料金の改

定に伴い、水道事業の設置及び給水に関する条例の一部と大山町簡易水道事業の一部に地方公営企業法の全部を適用する条例の一部改正をするものであります。

水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例では、第2条第3項の給水人口を実情に合わせて2万7,539人に、同条第4項の1日最大給水量を1万1,020立方メートルに変更いたしております。

第4条飯戸簡易水道の大山寺地区上水への統合したことにより、飯戸の名称を削除しています。

別表第1では、飯戸簡易水道の大山寺地区上水への統合したことと、併せて給水計画人口と最大給水量を実績に合わせて変更いたしております。別表第2では、飯戸地区簡易水道の名称の削除と前地区簡易水道料金を改定しています。別表第3では、飯戸簡易水道の名称を削除いたしております。

大山町簡易水道事業の一部に地方公営企業法の全部を適用する条例の一部改正では、大山町簡易水道事業の一部に含まれる飯戸の名称を削除するものであります。

附則でこの条例の施行時期を平成20年4月1日と定めております。以上で議案第68号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第69号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

本案は、国民健康保険法の一部改正に伴い大山町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、義務教育就学前の者及び70歳以上の者について、療養の給付に係る一部負担金の割合を変更するものとするほか、出産育児一時金、葬祭費、保健事業に関して必要な規定を設けるものであります。

なお、この条例の施行時期は平成20年4月1日からといたしております。以上で議案第69号の提案理由の説明を終わります。

以上、提案理由の説明を終わります。

散会報告

○議長（鹿島 功君） 30分超過いたしまして休憩をとらなかったことをお詫びしたいと思いますが、後の時間の関係もございますので。

それでは、これで、本日の日程は全部終了しました。次会、明日7日に会議を開きますので、定刻の9時30分までに本議場に集合してください。本日はこれで散会いたします。

午後2時30分 散会

